

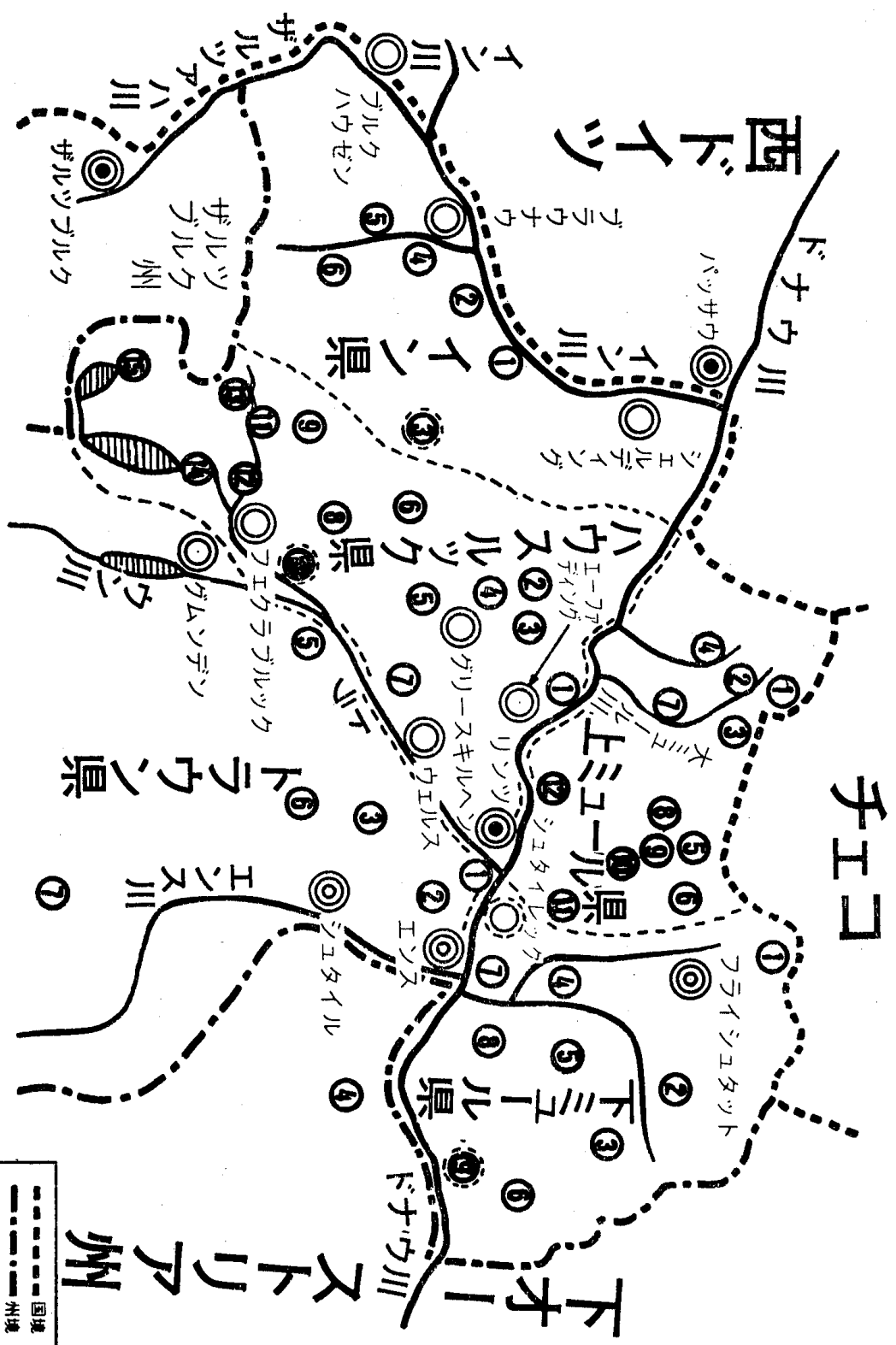
上オーストリア小都市群の参事会と一般市民団

椽 川 一 朗

はじめに（問題提起）

二大学説とその共通点 ドイツ中世都市の特色は自治権の大きさであるが、それについて、自治権を獲得し自治行政を担当した主導的な階層は市民の中のどの部分か、という問題はきわめて重要な意味をもつ。この点に関して現代のドイツ歴史学界で最も有力な学説とされるのは、プラーニッツの「大商人主導」説である⁽¹⁾。しかし例えばエンネン女史の指摘によれば、底流としては一九世紀らしいの「共同体」説も根強い影響力をもっている⁽²⁾。ただし共同体説の元祖マウラーは、その古典的名著『マルク制度史序説』において、古代ゲルマン人のマルク共同体（農地をもマルクⅡ共有地とした村落共同体）という仮説から、中世市民の自治権要求を説明したが⁽³⁾、晩年の大著『ドイツ都市制度史』ではやや屈折した見解を示している。すなわち後著では、一二世紀頃から都市の経済的繁栄とともに先住の市民が地主として特権階級になり、新たに流入した手工業者を圧迫したため、一三—一四世紀に手工業者による民主化要求が起こり、その成功によって、いわば第二次都市共同体が成立した、と説いた⁽⁴⁾。他方プラーニッツは、一一世紀頃から大商人が都市を建設し、かつ自治権を獲得した、と主張するが、その後の手工業者の民主化運動を認める点⁽⁵⁾は、マウラーの第二次共同体成立説に似ている。ただし手工業者の組合（ツンフト）*Zunft* に拠る運動（ツンフト闘争）の成果については、プラーニッツはやや否定的で、手工業者の成功が一時的なものにすぎなかった例事を、強調するように見える⁽⁶⁾。

上オーストリア州の市と町



	国境
	州境
	県境
	市
	参事会のある町 (数字は本文 中に附けた各県の町番号 に異なった都市

ともあれマウラーもプラーニッツも、一二世紀頃における特権市民の市政独占と、それに対する中堅以下の市民の反抗（ツンフト闘争）を認める点は、同じであり、ツンフト闘争についてはプラーニッツがマウラーに追随したと言えよう。

参事会と一般市民団との共存関係 ところが私が年来ワイステューマー Weistümer（町村法類）を史料として中・近世のドイツ農民の地位の高さを検出してきた⁽⁷⁾、その結論から言えば、都市で中堅市民が長期間しいたげられたとは、どうしても信じられない。その一例として旧稿に挙げたのが、グリム Grimm, J. 編『（町）村法類』（以下 GW と略記）所収の一一七一年のアンダーナツハ市判告（ワイストウーム）である⁽⁸⁾。すなわちこのワイストウーム Weistum（陪席判事団答申）によれば、その時まで同市における重罪をも裁く最高法廷（裁判集会）で判決の原案を領主に答申した陪席判事は「やや下層の市民」であった。すなわち同市で最も重要な職責を帯び、他市の参事会 Rat 会員に相当する陪席判事 Schöffen が、中堅市民だったわけである。ただし同市では、この判告確定以後、陪席判事は上層市民から選ばれることになったし、またケルンを始め他の有力都市でも、そのころ参事会が特権市民層に独占されていたことは疑いない⁽⁹⁾。

しかし一二世紀頃の中堅市民ないし一般市民は、参事会員や陪席判事には就任しなくても、別の形で市政に参加することができた。それは農民のばあいと同様に、住民集会（市民集会）に参加して、法令や判決に賛否を表明し、立法・司法上の最終決定者となる途である。この集会（ディング）Ding, Geding, Tageding は、中世を通じてドイツの代表的都市だったケルンにも認められ、一一六九年の市法はウィッツィヒ集会 Witzig, Witzichgedinge と呼ばれた市民集会の決定事項にほかならず、その集会には市長経験者や陪席判事（参事会員相当）のほか、一般市民 universi が参加した⁽¹⁰⁾。このウニヴェルシーとは、ケルン市法の影響を受けたと言われるゾースト Soest（ゼースト）市の、一一一一—一三世紀に成立した市法書『精選古法』のウニヴェルシタース universitas と同じく、一般市民団の意味である。そしてゾーストの一般市民団は市法の判定・確認および重罪裁判のための集会に、集団として立会ったのである（同法書第一条）。

さらにゾースト市法の影響を受けたリユーベック市でも、『デトマール年代記』一一六三年の条によれば、市民は「正規の

集会「*dink*」を開き、参事会員選挙規則に従って参事会員六名（他の会員を選任する権限をもつ幹部会員）を選出した。⁽¹⁴⁾すなわち後にハンザ同盟の盟主となるリューベックでも市民が集会で参事会幹部会員を選ぶ権利を行使したのである。ただしリューベックに関するこの事実は、プラーニッツも一応ふれてはいるが、かれはこの事実のもつ意味を深く考えようとしなかった。⁽¹⁵⁾それは彼が大商人主導説に固執したためで、そこに彼の学説の弱点が認められる。（ドイツ都市成立期における以上の三大都市と西ドイツ方面の他の数市の市民集会および一般市民団の役割は別稿に詳述の予定である。）

上オーストリア諸市の参事会と一般市民団 南ドイツのバイエルン公の所領から一四世紀以後オーストリア公領に編入された上オーストリア州（一五世紀にはオーストリア大公領 *Erzherzogtum* 内の上オーストリア公領 *Herzogtum*）には、一七世紀に市 *Stadt* の資格をもつ都市が一四あった⁽¹⁶⁾（地図参照）。そのうち、オーストリア学士院編『オーストリア（町）村法類』*Österreichische Weistümer*（以下 *ÖW* と略記）に市法が収録された四市については、別の旧稿に市政組織を略述した。⁽¹⁷⁾すなわち領邦君主（オーストリア公）から最高裁判権（重罪裁判権）を与えられたフライシュタットとフェクラブルック、および公領内の最高裁判領主としてのパルツ *Parz* 法域領主ポールハイム *Polheim* 家から権限を譲渡されたグリースキルヘンの三市は、完全自治都市であった。他方シエルディング市は、収録市法成立当時は自治権がまだ完全ではなかった。しかし以上の四市には、いずれも参事会が備わっており、まず州最大の商業都市フライシュタット *Freistadt* の収録市法の第一（二四四〇年）では市長 *Bürgermeister* が参事会の主席として重罪裁判権を行使した（*ÖW* 一二の四二二頁）。またフェクラブルック *Vöcklabruck* の市法（一三九一年）では、市長に相当したと思われる判事 *Richter* が殺人などの重罪を裁判して罰金を收取したが（同一四の四三六頁第六条）、その判事とともに参事会員も、かれらへの飲酒強制が厳禁されるという名誉保持の特権を認められた（四五三頁九九条）。さらにグリースキルヘン *Grieskirchen* は、市に昇格する以前の町 *Markt* 時代（一五六四年）の条例によれば、町判事 *Marktrichter* と参事会が重罪犯人を裁いた（同一四の二五頁第八条）。

以上三完全自治都市の最高裁判権を行使した市長（または同相当職）および参事会に対して、一般市民団も裁判などに参加

した。すなわちフライシュタットの第一市法では、そのような参事会法廷が裁判集会 *Geding* と呼ばれて、一般市民の参加を暗示し（四二二頁）、第三市法（一五二五年）には市役員として「一般市民団 *Gemein(de), gemain* 委員会 *Ausschuss*」が登場する（四三七頁）。またフェクラブルックの市法は、法廷 *Gericht* を（裁判集会の意味で）市民たち *Bürger* と言換えたりえで、一般市民の裁判集会参加を義務づけている。なお市民にとってこの義務は、訴訟手続きまで差別を受けた居留民 *Gast* などから見れば、じつは重要な権利でもあり、その対比はフライシュタット第一市法にうかがわれる（四一九頁二五行目以下）。さらにグリースキルヘンの上記「町」条例では「全市民団 *ganze gemeine Bürgerschaft*」が町判事（町長）候補・参事会員を選挙した（第五条）。ただしその市民は家持ち *Behaupt* の階層に限られたが、市に昇格した後の市法（一六二三年）では、被選挙者は家持ちに限定されたものの、選挙権は非家持ち *nicht hausgesessen*（借家人）にも広げられた（四八頁第二条）。

これにたいしてイン県（後述）のシェルディング *Schärding* は、市に昇格してから二〇〇年以上も低裁判権 *Niedergerichtsbarkeit* のみに甘んじ、一六一〇年の市法では、まだ半自治都市であったが、その二年後には最高裁判権 *Hochgerichtsbarkeit* を得た（一五の八三頁編者解説）。しかしその半自治時代の市法にも参事会が見え、市判事とともに裁判を担当した（一五の九二頁）。そして参事会は内院（上院）*Inner-Rat* と外院（下院）*Ausser-Rat* に分かれ、各八名から成っていたが、内院参事会員を選んだのは、両院から各一人のほか、一般市民団 *Gemein(de)* から一人の、計三人の選定委員であった（八五頁上段）。こうして同市でも一般市民団が市政に発言権を保障されたが、三人の選定委員が作成した内院参事会員名簿は、バイエルン公の認証を受けた（八六頁）。

小都市研究の意義 以上のように都市の大小を問わず、また西ドイツでも上オーストリアでも、かつ参事会が成立した当時から中世末期、さらに近世に至るまで、参事会と並んで、一般市民団の公的性格と、その市政参加の事例が、いくつか認められる。したがってマウラー・プラーニッツがともに想定するように、一二世紀頃における参事会とその出身母体「都市貴族」が圧倒的優位を誇ったとは、言いきれないことになる。ところで二大学説に共通の右の想定を私が疑ったのは、ワイステュー

マーすなわち町村法類に見える農民が、領主にたいして対等の発言権を持ちつづけた、という事実にもとづく。つまり、これまで惨めな「農奴」とされてきた農民は、標準的なフリーフェ(約一五ヘクタール)保有農で、一種の富農だったが、ともあれ農民でさえ、それほど発言権を持ったのである。してみれば全員が自由だったとされる中世市民の間に、本質的な権利格差が存したとは、なおさら考えられないはずである。

ちなみにワイストウム(単数形)とは、農村については農民と領主との合意文書であり、都市のばあいも都市領主と市民、あるいは都市当局(市長・参事会)と一般市民の間の合意文書である。そして「合意」とは双方が対等だからこそ成立つのである、その点からもドイツの領主・農民(市民)間および都市当局・一般市民間に対等だったはずである。例えばアンダーナツハ・ケルン両市の判告(ワイストウム)は、いちおう領主(ケルン大司教)の布告の形をとるが、じつはそれぞれ領主・市民間および領主・都市当局層・一般市民団三者間の合意文書である。その意味で、この両布告をワイストウムの一種として『村法類』に収めたヤーコプ・グリムの見識は、あらためて高く評価されなければならない。また上述のフライシユタット市法は、後述(九七頁)のように市民が自家の下人(下男・下女)を懲戒(リヒテン)すなわち勝手に裁判することを認めている。これは同市法が、一見、参事会の布告と想わせる序文で始まりながら、じつは参事会と一般市民との協定にほかならぬことを物語っている。なぜならば市民の私的裁判権を認めることは、ただちに参事会の権限の制約を意味するが、それをこの市法に収めたのは、市法が参事会と市民の合意によって成立したためと考えられるからである。

こうして領主や市当局の布告という典型的な市法も、よく読んでみると、市民との合意文書すなわちワイストウムである事例が、すくなくない。上述のゾーストの『精選古法』も、その第一条に、一般市民団が市法の制定などに立会う、と記しており、この法書そのものが全市民間の合意によって成立したことを暗示する。そして事実、その後(一三八一年)同市が別の有名な法書『ザクセン・シユピーゲル』を採用したときは、市民集会が開かれたが、それはもちろん市民の同意を得るためであった。すなわち同市では法書の作成や採用も、ワイストウムの成立と同様に、当局と一般市民との合意を経たのである。

このように市法とワイステューマー（町村法類）とが類似の成立手続きを取ったとすれば、その内容についても類似点が見出されるはずである。その意味で都市法の研究に町村法類との比較は不可欠と言ってよいが、そのような研究方法は従来いぢるしく軽視されてきた。その欠陥は早急に正す必要があるが、さいわい上記『オーストリア町村法類』上オーストリアの部（第一二―五巻、索引Ⅱ第一六巻、一九三六―七八年）には、町（マルクト）に格付けされた小都市の条例類が、多数収録されている。所収のマルクトは旧稿に紹介した分が七一に及ぶが、村や郷（法域）のワイステューマーに言及されたマルクトも、なお若干ある。そこで以下、参事会をそなえた町（マルクト）四九を、*Viertel* ごとに紹介し、参事会と一般市民団との関係に留意しつつ分析してみたい。

以下の町々には「地図」にのせるため、表題の下に県ごとの番号を附した。併せて参照されたい。

一 上ミュール県の町々

上オーストリア州の北西部をしめる上ミュール県 *Oberes Mühl Viertel* は、旧ミュール県の西半に当たり、以下のように参事会を備えた町が一二も検出される。なかには市民わずか三〇人という微小都市もあるが、それにもかかわらず一五世紀から参事会が認められる。

アイゲン *Aigen im Mühlkreis* (1) 同町は県北西隅に近く、一五八九年頃の条例『町法』*Recht und Ehft des Marktes* (*ÖW* 一二の一頁以下)によれば、領主は、同町の南にあるシュレーグル *Schlägl* 修道院ないしその執事 *Propst* であった（一頁）。同修道院は一三〇〇年頃オーストリア公（ハプスブルク家）から重罪裁判権を獲得し、その所領を一個の法域としていた（同頁編者注）。すなわち、まずドナウ支流大ミュール川 *Grosse Mühl* 上流北岸に接する同修道院は、同北岸のクラッファ一川 *Klafferbach*（西側）とウルムブラント川 *Wurmbrandbach* の間の地域（一〇〇平方キロ余）に最高裁判権を行使し、当初

この小法域の領主であった。⁽²⁰⁾ アイゲン町は、この法域領主のもとで、低裁判権の一部を認められ、町の判事 Richter と参事会が日常的な裁判に当たった(一一二頁)。なおこの条例の序文末尾(三頁)には、オーストリア公(大公 Erzhertzog と名のる) ルドルフ四世(皇帝ルドルフ二世として在位一五七六—一六二二年)が名目上の最高領主(宗主)として、条例を確認している。

ところで、この条例の冒頭には「この年ごとの定期住民(裁判)集会 Ehehaft-tageding, ehhafttädung (の決定) は青空の下で公設の法官席において読みあげ verlesen されるものとする」と記されている。これは、条例が法官席の判事(町長)と陪席判事団(参事会)から、住民集会に参加した一般市民(町民)に向かって確認を求められたものと判断される。それゆえ条例を順守すべき機関ないし団体として、判事・参事会とともに一般市民団(Gemain)が登場するのは(二頁未)、これら三者がともに条例制定に関与したことを、意味すると思われる。

ロールバッハ Rohrbach in Oberösterreich (2) 同町は右のアイゲン町の南八キロほどの所にある。一六六七年の条例『行政規則』Polizeiordnung によれば、同町はファルケンシュタイン Falkenstein 法域に属し、当時の法域領主はザールブルク Salburg 家であった(ÖW 一二の一三七頁本文、一三八頁・一四八頁各編注)。

同町は法域領主から、やや高い自治権を認められていたと思われる。というのは町判事(町長)と参事会が町政を担当したが(一二六—八頁)、その参事会が内・外二院に分かれており(一三九頁)、それは町の規模がやや大きく、かつ内院参事会の権限がかなり大きかったためと判断されるからである。ただし一般市民団は、たとえば酒税(町税)の査定に一般市民団代表 Gemeinderedner を立会わせ(同頁)、発言権を確保している。

ハズラツハ Haslach an der Mühl (3) 同町は右のアイゲン町の東南約一〇キロに位置し、史料集(ÖW)の第一条例『定期住民集会(判告)』Ehafftading (一五世紀後半)の頃はローゼンベルク Rosenberg 家がハズラツハ法域領主として臨み、第二条例(一七〇一年)当時はアイゲン町の領主シュレーグル修道院がハズラツハ法域を併せていた(四五頁編注、五一頁本文)。

同町の第一条例によれば、ハズラツハ町判事は罰金五ポンド余に相当する事犯を裁いた(五〇頁)。しかも町判事(町長)は

市民(町民)によって選ばれたので(同頁)、同町は当時すでに低裁判権をもっていたと言つてよい。そのうえローゼンベルク家時代末期には、法域判事の職務がハズラツハ町長に委任された(四五頁編注)。同町の自治権はそれほど大きかつたわけである。また第二条例には、パン屋規則の施行責任者として「判事と参事会」という表現が見え(五二頁)、参事会が自治行政に当たっていたことが、わかる。他方、第一条例では条例そのものが「定期住民集会で公表すべき法令」と言換えられ(四三頁冒頭)、第二条例では「町条例すなわち定期住民集會」と、集會の決定がそのまま条例であることが明記されており(五一頁冒頭)、一般市民団の条例決定権が確認される。

〔同町の戸数〕一三七九年のローゼンベルク家調査によれば、ハズラツハ町の戸数は五八であつた。その後一四四九年の戸数は六六で、そのうち三戸は日傭い *Söldner* と呼ばれる最下層の市民の家(ゼルデ *Sölde*)であつたという(四五頁編注)。他の六三戸の内訳は、一七二二年の「完全市民権所有者(家持ちか)一九人、半市民権所有者(借家人か)三六人、日傭い五七人」という数字(同編注)が参考になる。すなわち六三戸のうち約二〇戸が家持ちで、他は借家人と見てよい。そして家持ち市民がいちおう上層市民であり参事會員の階層だつたらうことは、前述(四九頁)のグリースキルヘン市などの事例から、ほぼ推測できる。しかし「半市民権」をもつにすぎない借家人も、しだいに参政権を享有するに至つたことは、やはり上述のようにグリースキルヘン市の一六二三年の市法(*ÖW* 一四の四八頁)の例から類推される。ただし日傭いは、一七一二年の調査でも市民権所有者ないし市民税負担者として数えられていない。(この調査で日傭いの数が急増するのは、かれらの多くが、この時期にようやく一応の自立を認められたからであろう。)

ザルラインスバッハ *Sarleinsbach* (4) 同町は上記(五一頁)アイゲン町の南約二三キロに位置し、一五五七年の条例『定期住民集會(判告)』によれば事実上の法域領主はシュプリンツェンシュタイン *Sprinzenstein* 家であつた(*ÖW* 一二の二二六頁本文、同編注)。ちなみに同家は正式には同名の上級莊園(ヘルシャフト) *Herrschaft* の領主にすぎず、名目上の最高裁判権所有者はフェルデン *Velden* 法域領主としてのパッサウ司教(領邦君主の一人)であつた。さらに同町にたいしては下級莊園

(グルントヘルシャフト) Grundherrschaft の領主シェフテンベルク Schäftenberg 家が年額一六グルデンの地代要求権をもち、上級荘園領主による法域税(ラント・シュトイアー後注(27))の臨時増徴と競合しない限り、同上額の地代を徴収した(一三二頁四五条)。こうして同町は複数の領主に支配されて苦しんでいたようにも見える。しかし他方この条例の冒頭には、皇帝兼領邦君主(オーストリア公)によって同町の自由 Freiheit が保証されている、という主旨の記述がある。そして実際に、この条例の第二四条(一二九頁)を見ると、同町の自治権はかなり大きかったと思われる。すなわち同町で(重罪)犯人を捕えて法域領主側に引渡すばあい、町判事は「犯人が帯 Gittel で縛られたまま」引渡す仕きたりになっていたが、これは後述(六三頁ツェル町)のように、町当局が刑事裁判権の少なくとも一部を保留していることを意味した。

それほど高度の自治権の運営に当たったのは、まず町の判事(町長)で、市民各人の投票 Stimme, stimb によって選ばれた(一三五頁七六条)。そして町長選挙のために一般市民団を召集する責任者として、従来の町長と参事会とが挙げられている(同条)。他方、一般市民団 die gemain は、町長選挙権をもつとともに、定期住民集会で条例決定権を行使した(一二六頁一四—五行目)。

レオンフェルデン Bad Leonfelden (5) 同町は右のザルラインスバッハ町の東方約三〇キロに位置し、一四三五年の条例『町法』Rechte des Marktes によれば、ワルゼー Walsee 家を領主とするワクセンベルク荘園 Urbar (Herrschaft) Waxenberg に属した(ÖW 一二の一七五頁)。その上位のワクセンベルク法域領主はオーストリア公で(一七三頁編注)、ワクセンベルク荘園を含む比較的大きな同法域は同公の直轄領であった(一七五頁編注によれば一三〇〇年頃から一七世紀初めまで)。

同町の自治権の大きさは明らかでないが、新たに市民権を得たものの宣誓の相手は「判事(町長)および参事会」となっており(一七七頁)、参事会をそなえていたことが、わかる。これにたいして定期住民集会が条例の決定機関とされているので(一二二頁冒頭)、一般市民団の発言権は確保されていたと判断される。——なお住民集会の権限の大きさについては下記(六四頁)ワルタウゼン町関係の項を参照してほしい。

シエンケンフェルデン Schenkenfelden (6) 同町は右のレオンフェルデン町の東南東約五キロにあり、一五世紀の条例『自治法』*Freiheit und Rechte*によれば、当時フライシユタット *Freistadt* 上級荘園（ヘルシャフト）に属していた（ÖW 一二の四八二頁）。同ヘルシャフトは、その上位のフライシユタット法域の大部分をしめたが、いずれも複数の領主の共同支配下にあった（四一七頁、四八二頁、五一一頁各編注）。

同町の判事（町長）は、やや軽度の傷害罪を裁く権限をもち（四九二頁五七条以下）、類似の刑事裁判に参事会員も（陪席判事として）当たった（四八九頁四四節）。他方、条例は定期住民集會に報告されたが（四八三頁序）、これは一般市民團の条例決定権を前提としたと思われる。

ノイフェルデン Neufelden (7) 同町は上記（五二頁）ロールバッハ町の南一〇キロに位置し、史料集（ÖW）の第三条例（一六三一年）の布告責任者はオーストリア（大）公すなわち皇帝となっている（六八頁冒頭）。しかし大公は形式上の最高領主（宗主）にすぎず、法域領主はパッサウ司教だったと思われる（同頁）。なおノイフェルデン町は、前述（五三頁）の同司教領フェルデン法域の中心であった（六二頁編注）。その第三条例では、同町は特権町 *Bannmarkt* の一とされ、法域領主の代官が裁判長となる重罪裁判法廷に、町の判事（町長）と「若干の市民」が参列した（七二頁一九条）。これは、町長と若干の市民が下記ツウエツトル町等のように重罪裁判の陪席判事（シエツフェン）を勤めたことを暗示し、つまりは事実上、同町が最高裁判権を行使したことを意味する、と思われる。そして事実、町長は裁判長職を委任されるに至ったという（六二頁編注）。

その町長職には、二年ごとに候補者の選挙が行なわれ、同時に選ばれた参事会員の中の二名を加えた計三名の町長候補者の中から、一名が代官から指名された（六九頁三条）。この町長と参事会は自治行政に当たったが（七一頁一〇条）、参事会員は当然かの重罪法廷陪席判事を兼ねたと思われる。これにたいして一般市民團（ゲマインデ）は条例（布告）承認者として、町長・参事会と併記され（六八頁）、また上記の町長候補者および参事会員の選挙に参加したと思われる。

オーバーノイキルヘン Oberneukirchen (8) 同町は右のノイフェルデン町の東十数キロに位置し、上記（五四頁）のオー

ストリア公直轄の大法域ワクセンベルクに属した(一八八頁序文)。それゆえ一四八五年の条例『町法』の序文に見える領主リヒテンシュタイン Liechtenstein 家は、法域領主ではなくて、莊園領主にすぎなかった。²¹⁾

同町の自治権の大きさは不明であるが、町長(判事)と参事会をそなえ、町長は市民によって選ばれた二人の候補者の中から領主側が指名した(一九二頁三五条)。すなわちその選任規定によれば、一般市民団と参事会とが全市民の中から二名の候補者を選んだ。したがって同町では、参事会がそなわるとともに、一般市民団も発言権を確保していたわけである。なおこの条例は定期住民集会において「町長と市民たち Bürger により要請されて」制定された、と冒頭に明記され、序文の証人名簿の末尾に全市民団 die ganze Gemein(de) と、附記されている(一八八頁)。

ツウエットル Zwettl an der Rodl, Kurzenzwettl (9) 同町は右のオーバーノイキルヘン町の東隣りに位置し、一五二三年の条例『定期住民集会(判告)町法』Ehafft. und Ordnung des M. によれば、上記(五四頁)のワクセンベルク法域内のローベンシュタイン Lobenstein 上級莊園に属した(ÖW 一二の二〇一頁第一条)。同上級莊園(ヘルシャフト)の領主はシュタルヘンベルク Starhenberg 家であったが(二〇二頁)、じつはすでに数十年前から同家はローベンシュタインなど三つの上級莊園で最高裁判権を行使し、この三莊園を事実上の独立法域として、そこに君臨していた。すなわち下記のヘルモンゼート町(ウイルトベルク上級莊園内)の一四八一年(一五二四年再確認)の条例に、「この法域の重罪裁判はヘルモンゼート・ガルノイキルヘン・(クルツェン)ツウエットルの各(町)判事および各町三名ずつの古参事会員の計一二名の臨席を得て行なわれる」と記されている(ÖW 一二の二五〇頁末以下)。しかもこの一二名は、下記のガルノイキルヘン町の条例(同三六〇頁五七条)によれば、明かに陪席判事役である。これによって一五世紀後半いらい三町を含む三莊園が事実上単一の法域を形成したことがわかり、同じ主旨の重罪裁判規定はツウエットル町の右の条例にも見える(同二一五頁)。そして三町ないし三莊園ともシュタルヘンベルク家を領主としたので、同家は事実上このやや大きな新法域の領主となったわけで、法的にも三莊園は一五七三年までにそれぞれワクセンベルク法域から独立して新法域となった(同二〇二頁、二四二頁、三五三頁各編注)。さらに右の引用

によつて、この三町が、シュタルヘンベルク家君臨下の新法域の法廷に陪席判事を送りこみ、最高裁判権の行使に決定的な影響力を振るつたことも、わかる。しかもそれは下記(次頁)のように一八世紀までも続いた。

このような特権をもつた三町の一つツウエットルの町判事(町長)および参事会が、町のなかでどんな権限をもつたかは明かでない。他方、町の条例が定期住民集会で承認されたことが明記されており(二〇二頁)、一般市民団の発言力が確認される。

ヘルモンゼート Hellmonsödt (10) 同町は右のツウエットル町の南東約五キロに位置し、上記のように一四八一年の条例(第一条例とよぶ)によれば、領主はシュタルヘンベルク家で、その上級莊園(ヘルシャフト)ウイルトベルク Wildberg はそのまま法域(ラントゲリヒト)と呼ばれている(ÖW 一二の二五〇頁)。そしてヘルモンゼート町の判事(町長)と参事会が三莊園(三新法域)の重罪裁判に参加する特権を他の二町当局とともに分有したことも、ツウエットル町の項に紹介したが、なお個々の裁判はそれぞれ当該の町で行なわれた。これにたいして本来の法域領主(ワクセンベルク法域領主)を兼ねるオーストリア公(皇帝)は、条文からも、事実上ウイルトベルク法域の独立を認めているように見える(二五二頁)。

その町長(判事)と参事会が町のなかでどの程度の権限をもつたかは明かでないが、市民の一部が特権的な階層を形成していたことは、一五九四年の『町判事への通達 Instruktion による条例』(第二条例とよぶ)から、うかがうことができる。すなわち第二条例の第一二条(二五八頁)によれば「屋敷持ち Höfler などの資産家」は、それまでは自己の使用人を法廷に出頭させる必要がなかったと思われる(拙著三五六頁)。このような階層が参事会を独占したろう、という推定は、かならずしも不可能ではあるまい。しかし第一条例は定期住民集会で承認されており(二四二頁序)、資産家の右の特権を否定した第二条例は、もちろん「全市民」に告知されている(二五一頁序——通達を出した領主は上記のシュタルヘンベルク家)。したがって第一条例でもヘルモンゼート町の一般市民団は発言権を保証されており、さらに第二条例では市民間の格差が解消される方向にあった、と言えよう。

ガルノイキルヘン Gallneukirchen (11) 同町は右のヘルモンゼート町の南東一二キロの所にあり、一七五六年の条例によれば、領主はツウェットル・ヘルモンゼート両町と同じくシュタルヘンベルク家である (ÖW 一二の三五二頁)。また同家の資格はリーデック Riedegg 法域 (旧ヘルシャフト) の領主であった (三六〇頁五四条参照)。さらにガルノイキルヘンの町判事 (町長) と参事会員三人が、シュタルヘンベルク家君臨の三法域の重罪法廷の「判決案作成・答申」者すなわち陪席判事 (シエツフェン) となって、他の二法域の二町当局とともに、最高裁判権を事実上分有したことは (同五七条)、右両町の項で述べた通りである。ガルノイキルヘンでも、右両町と同様、町長と参事会が町のなかでどれほどの権限を振るったかは明かでないが、町長については選任規定がある (三五四頁第一条)。それによれば、市民は若干名を町長候補に選び、そのなかから一名を領主が指名することになっていた。さらに一般市民団は条例案に討議 *Vorkommen* を加える権利を保障され (三六一頁六〇条)、基本的な町政参加権をもっていた。

オッテンスハイム Ottenheim (12) 同町は右のガルノイキルヘン町の西南西約二〇キロにあって、ドナウの北岸に位置する (リンツ市西方数キロ)。一四七〇年の条例によれば、同町はワクセンベルク上級荘園 (ヘルシャフト) に属し (ÖW 一二の一九八頁第一条)、荘園領主は当時ワルゼー家 (同頁編注) で、同荘園はオーストリア公直轄の大法域ワクセンベルクの一部であった (上記五四頁レオンフェルデン町参照)。——町の自治行政を担当したのは (町) 判事すなわち町長で、その候補者の選出には参事会と一般市民団が対等の立場で参加した。すなわち両団体はそれぞれ相手側から一名ずつの候補者を選び、その二名の中から一名を領主に指名した (右一九八頁第一条)。ただし参事会はかなり強い権限をもったらしく、条例確認者として町判事と参事会員八名以上のほか、おそらく参事会を監視したと思われる市民団代弁人 *Gemeinde-redner* 四名以上が加わり、さらにこの両機関を監視するかのごとく市民団代表 *aus der Gemeinde* 三名以上が挙がっている (二〇二頁三一条)。ところが、このばあい市民団代表といっても、その筆頭は貴族 *der Edle, edl* の称号をもつので、はたして全員が真に一般市民団 *die Gemeinde, gemain* の一員と言えるか否か、疑わしい。しかしながら同町の市民権所有者が、やや多かったといっても、

おそらく百人に満たないことを考えれば、たとえ条例確認者として名前の挙がっている参事会員など十五名以上のすべてが特権層だとしても、それは全市民数の五分の一前後にも当たろう。したがって彼等のすべてが卓越した階層だとは考えられず、前述（四九頁）グリースキルヘン町第二条例のばあいと同じく「家持ち」という程度のことだったと思われる。これにたいして借家人の階層が町長選挙に参加したか否かは明かでないが、かれらが定期住民集会に参加したことは、まず疑いない。そして条例はまさしく定期住民集会で決定されているので（二〇〇頁三二条）、借家人のほうが多数をしめるような一般市民団だったとしても、基本的には自治行政参加権をもっていたと思われる。

二 下ミュール県の町々

州の北東部をしめる下ミュール県 Unteres Mühl V. からは、以下のように九町について参事会が検出される。

レオポルトシュラーク Leopoldschlag Markt (1) 同町は県北西端に位置して、県都フライシュタット（前述四八頁以下の旧有力都市）の北一〇キロ余にあり、いまは南隣りのレオポルトシュラーク村（ドルフ）と区別して「マルクト（町）」の語を附して呼ばれる。一七六五年の布告 *Verordnung* 形式の条例によれば、同町は、南々西十数キロにある前述（五五頁）のシエンケンフェルデン町と同じく、フライシュタット上級莊園（ヘルシャフト）に属し、布告を出したのは同ヘルシャフト執政職（カンツライ）*Kanzlei* にあるハラツハ Harrach 家であった（ÖW 一二の三九三頁序文末）。なお同ヘルシャフトの上位に当たるフライシュタット法域は、一六四四年シュロス（城）法域とハウス（館）^{やかた}法域とに分かれたが（ÖW 一二の五一頁編注）、それに伴ってヘルシャフトも二つに分かれたらしく、条例の序文末尾（同三九三頁）の布告発令場所はフライシュタット城（シュロス）となっている。旧法域は共同領主制のもとにあったが、分裂後の両法域も両ヘルシャフトも同じく共同領主制下にあったと思われるので、右のハラツハ家は共同領主の一人だったと考えてよい。

レオポルトシュラク町の自治行政を担ったのは、町判事(三九三頁第一条)すなわち町長と、参事会(三九二頁冒頭)であった。これにたいして一般市民団 *die gesamte Bürger- und Mitbürgerschaft* は、読みあげられた条例(布告)の聞き手となつてゐるにすぎない(三九三頁序)。しかし条例が読みあげ *verlesen, fürlesen* されたというのは、おそらく上記(五二頁)のアイゲン町のばあいと同じく、定期住民集会で朗読されたものと思われ、一般市民団は住民集会で条例制定に参加したと想像してよいであろう。

ワイタースフェルデン *Weitersfelden* (2) 同町は県都フライシュタット市の東南東十数キロ、州都リンツの東北三十数キロに位置し、一七三三年の条例によれば、形式上シュリュッスルベルク *Schlüsselberg* 上級荘園(ヘルシャフト)に属し、荘園領主はホーエネック *Hoheneck* 家であつた(ÖW 一一の三四〇頁序)。またその上位のライヘンシュタイン *Reichenstein* 法域領主は、上記(五六頁)のシュタルヘンベルク家で、同法域は一五八三年フライシュタット大法域(上記前頁)から分離したものである(ÖW 一一の三二六頁編注)。他方、同町は、罰金五〇グルデン相当以上の重罪を除く一切の訴件を裁く、いわゆる低裁判権を最大限まで認められ(同三四二頁第二条、グルデンは注(25)のようにポンドとほぼ等価)、その意味では上級荘園領主なみの権限をもつていた。

その町法廷は町判事(町長)を裁判長とし、参事会員 *Ratsfreunde* 五人と一般市民団代表 *Gemeinde-vorgeher* 一人の計六人を陪席判事 *Ratsglieder* として、構成された(三四〇頁一条)。その選任方法は、まず町長は、任期三年で、領主の代官の臨席のもとに全市民が参事会員の中から一名を選び、また参事会員は、全市民の間の互選で得票順に選ばれて、それぞれ領主の承認を受けた(同条)。さらに一般市民団代表は、全市民の中から選ばれ、任期三年で、「領主と町法廷にたいして(一般市民団の) 弁護に必要な事から *Nordrft* 一切を提訴し附議する」権限をもつた(三四二頁三条)。したがつて同町では、参事会の権限がかなり大きかつた反面、これに対する一般市民団の抑制装置も整つていたと言えよう。

ケーニヒスウィーゼン *Königswiesen* (3) 同町は右のワイタースフェルデン町の南東一〇キロ余に位置し、一五五四年の

『荘法兼町条例』によれば最高裁判権を分有していた。すなわち同町は重罪裁判権の印と見られる「杖と絞首台 Stock und Galgen」を所有し、おそらく予審権をもったが（ÖW 一二の五四八頁）、それは前述（五七頁）ヘルモンゼート町第一条末尾（ÖW 一二の二五〇頁）に、領主の重罪裁判権の印として、やはり「杖と絞首台」が見えるからである。とはいえ、法域裁判権（ラントグリヒト）すなわち重罪裁判権は法域領主に属した（五四九頁）。ただし、その頃このルッテンシュタイン Ruttenstein 法域の領主権は、上記（五六頁）のリヒテンシュタイン家と領邦君主（オーストリア公ハプスブルク家）との間で争奪中で、のち一五五六年に後者のものとなった（五四七頁編注）。したがって、この条例の制定当時は、領主間の争いに乗じて、同町が自から最高裁判権を行使したかもしれない。

それほど高度の自治権を運営したのは、町の判事（町長）と参事会であったが（五四九頁）、一般市民団も、年一回の定期住民集会（五五一頁末尾）に参加して、発言権を行使したと判断される。

〔町の戸数〕 ケーニヒスウィーゼン町関係の荘園規則（同年、五四六―七頁）によれば、町の自治権の大きさに反して、戸数は少なく、市民権所有者の数はわずか三〇人未満ないし三十数人にすぎなかった。具体的にはブルク・レヒト Burgrecht すなわち（完全）市民権もしくは市民税納附義務をもつもの一二人、「半」市民権（税）のもの一〇人、および前者と同額の（年額）二〇ペンスを荘園領主（法域領主と同じか）に支払う製粉業者二人と、脂一〇ポンドを納める肉屋六人未満、——以上三〇人未満は市民権所有者と見られる。これにたいして半市民税の一〇ペンスより一段と少ない六ペンスを支払う「小」屋敷 Hofstatt（者）一〇人未満は、日傭い層であろうが、市民権の有無は不明である。なお半市民権所有者というのは、前述（四九頁）グリースキルヘン町の借家人階層であり、それはまた下記（七四頁）ポイヤーバッハ町の手工業者層だったと見てよい。そのほか荘園規則には農村部（グアイ）Gäu, gei の二〇人前後が記されているが、つぎのプレガルテン町との比較からも、除外して考えてよい。

プレガルテン Pregarten (4) 同町は県都フライシュタット市の南十数キロ、州都リンツ市の東北十数キロに位置する。一

五五九年の条例については、フライシュタット上級莊園領主ランダウ Landau 家の口添えでオーストリア公（皇帝）が確認を与え、さらにフライシュタット市当局が保証している（ÖW 一二の五一五—六頁）。これは同町が上記（五九頁）のようにオーストリア公以下数人の共同領主制下にあるフライシュタット大法域下の、やはりランダウ家等の共同領主制下の同じ名の莊園（ヘルシャフト）に属したること、および有力都市フライシュタットが同町の年市と関税について若干の介入権をもっていたこと、表れであろう（五一—二頁編注）。しかしながら右の条例（五一三頁）によれば、同町は刑事裁判については大きな権限をもち、犯人を法域判事（法域領主団の代官）に引渡すさい「犯人が帯で縛られたまま」という裁判権留保の表示をおこなった（下記Ⅱ次頁ツェル町参照）。その留保権限は重罪裁判にも及んだらしく、「重罪にかんして法域判事に人手も車馬も貸さない」と宣言している（五一四頁）。

それほど高度の自治権の運営に当たったのは、町の判事（町長）と参事会であった（五一四頁）。これにたいして一般市民団は、皇帝（オーストリア公）にたいする条例確認の請求者として、町長・参事会と同列に並んでいる（同頁）。しかもこの条例案は定期住民集会で読みあげられており（五一〇—二頁）、一般市民団が条例制定に参加したことは疑いない。

〔町の戸数〕 プレガルテン町の市民（戸主）の数は、一四九九年のフライシュタット上級莊園（ヘルシャフト）当局の調査によれば、五〇人であった（ÖW 一二の五一〇頁編注）。すなわち完全市民権所有者ないし市民税負担者三三人、半市民一四人、製粉業三人である。ほかに小舎住み（日傭い層か）四人がいたが、かれらは市民権を認められなかった。ともあれ、町の自治権がかなり大きかったのに、戸数は少なかったのである。

ツェル Zell bei Zellhof (5) 同町は右のプレガルテン町の東約一〇キロに位置し、史料集（ÖW）の第一条例（一五三四年）はバイエルン公（兼ファルツ伯ウィッテルスバッハ家）の布告の形をとり、同公の資格はレーゲンスブルク司教座教会の執政 administrator となっている（ÖW 一二の五五二—三頁）。すなわちツェル町は、同司教の飛領地だったが、司教の代官（法域判事） Landrichter の犯人逮捕権を原理的には否定して、いちおう町当局の最高裁判権を主張した。そして少なくとも町の主張

という事実だけは公認され、布告の中に盛りこまれたわけである(五五五頁)。ただ実際には、町当局は重罪犯人を、代官の要請に依じて引渡したが、そのさい特に「犯人が帯で縛られたまま」にした。この象徴的的手法(儀式)が、下記(次頁)のワルタウゼン町条例に見える別の儀式と同様、町当局の重罪裁判権(最高裁判権)の主張の表示だったことは、いまや明白である。⁽²²⁾ つぎの第二条例(一六二五年)では、領主はプランデック Prandegg 上級荘園当局(ヘルシャフト)となっているが(五六三頁)、具体的にはイェルガー Jörger 家で、同荘園はそのまま同家支配の法域になっていた(五五二―三頁編注)。しかし同第五条(五六四頁)によれば、ツェル町の自治権はさらに強化され、町域に入ってきた重罪犯人にたいする第一審裁判権をもつに至った。⁽²³⁾

このように完全に近い高度の自治権の運営に当たったのは判事(町長)と参事会であった(五五四頁第一条例)。そして町長職は、年三回の中の一定期住民集会で一般市民団によって市民の中から三人の候補が選ばれ、その中の一名を領主が指名した(五六五頁第二条例六条)。ただしツェル町のばあい自治権が事実上きわめて大きかったので、領主の町長指名権は形式のみで、一六四〇年の第四条例によれば、四六票中三九票を得た首位候補がそのまま町長に指名された(五七五頁一二、一三条)。ともあれ同町では、町長・参事会の権限が対外的にすこぶる強大だったと同時に、一般市民団の発言権も十分保障されていた。すなわち一般市民団は、町長選挙に主導的な役割をはたしたほか、定期住民集会で条例案を確認 *Begreifen* する権利をもっていた(五五六頁第一条例)。それは、町長選挙有権者すなわち市民権所有者が右の票数のように五〇人そこそこの、この小都市では、むしろ当然のことだったと言えよう。

ワルタウゼン Waldhausen im Strudengau (6) 同町は県東南端部に近く、州都リンツの東約五〇キロに位置する。領主はワルタウゼン修道院で、一五四九年の同修道院定期裁判集會にかんする記録によれば、修道院側の裁判長にたいして、同町の判事(町長)と参事会員が、おそらく陪席判事として列席し、さらに町民を含むと思われる管区民 *Amtleute* (II 荘民 *Urbarleute*) が参加している(ÖW 一二の七五〇頁第二条例)。ところで、この集會記録(七五一頁一三条)には殺人犯にかんする規

定があるので、集会は最高裁判法廷の性格をもったと判断される。じつは同修道院はこの方面に最高裁判権を獲得し、ワルタウゼン法域領主となっていたのである(七四八頁編注)。なお同法域内には別の裁判集会有り、他の二町一村の各町村長とワルタウゼンの町長および参事会員三名との計七人が陪席判事となった(七七七頁)。したがって上記のワルタウゼン町での集会は法域内の支部裁判集会の一つだった、とわかり、かつ同町が法域内の最高裁判集会でつねに陪席判事の過半を占め、支配的影響力をもっていたことも、わかる。さらに一五二八年のワルタウゼン町条例によれば「血 Blut, Puet に関する」重罪裁判で、町長はまず裁判長として諮問をおこなってから、あらためて法域領主の代官たる重罪裁判官に、裁判長の印である職杖 *stabl* を譲った(七六八頁)。これは明かに、町当局が最高裁判権の本来の持ち主だということを、示した儀式である。

それほど高度の自治権をもち、さらに法域全体(二支部)の最高裁判集会上に決定的な影響力を振るった同町の、町長と参事会にたいして、一般市民団は定期住民集会で告知を受ける権利をもった(七六八頁条例冒頭)。しかもそれが実は法令審議権を意味したことは、法域支部裁判集会上での同町民を含む支部管区住民 *Untersassen und Ubarleute* の権利と見較べれば、明らかである。すなわち上記の同集会記録によれば、住民は判決や法令の原案にたいして三度発言し、欠陥 *Mangel* (の指摘)・抗議 *Beschwerung*・忠告 *obligen* を行なうことができた(七五〇頁六条)。なおこの住民は荷車半分の持ち主 *Halbwagner* (以上)と、資格を限定され、集会上に無断欠席すると七二ペンスの罰金を課された(同二条)。しかしこの出席義務が実は権利にはかならなかったことは、いまや説明を要すまい。そして参加資格の「荷車半分」というのは、一フーフエ *Hufe* (ふつう一五ヘクタール前後)の農地を基準として、その半分をさした(拙著三八七頁)。都市住民のばあいは「半」市民権所有者すなわち借家人である独立の手工業者に相当したと思われる(前述五三頁、下記七四頁参照)。したがって町の定期裁判集会上では、なおさら、一般市民団が条例案の最終決定権をもったであろうことは、疑いない。

マウタウゼン *Mauthausen* (7) 同町は州都リンツの東方二〇キロ近く、ドナウ北岸に位置する。エンス合流点の対岸に当たり、一二世紀後半オーストリア公(バーベンベルク家)の税関(マウト・ハウス) *Mauthaus* が設けられたのが、地名の起

りである(ÖW 一二の七三四頁編注)。一五五二年の条例によれば、エッケンフェルダー Eckenfelder 家がマウタウゼン法域の質権領主 Pfandschaftsherr として君臨し、それをオーストリア公(ハプスブルク家)の代官が確認している(七三六―七頁、七三六頁編注)。ところが条例の第五条(七三九頁)には「町域内の重罪 (マレフィーツ) Malfiz にかんしてはマウタウゼンの(町) 判事が……身体ないし生命について宣告し処罰する」とあって、明かに町長が重罪裁判権をもっている。さらに第三九条(七四六頁)によれば、罰金収入までも町長・参事会・一般市民団が三分してそれぞれ取得し、同町は完全に最高裁判権をにぎっていたと判断される。²⁴⁾ ただし同条によれば、質権領主(エッケンフェルダー家)は地代ないし市民税(ブルク・レヒト) Burgrecht を收取する権利だけは認められた。すなわち名目上の法域領主は、肝心の法域裁判権(最高裁判権) を失つて、ただ莊園 Uthar (同条) の一領主として存在を認められたにすぎない。なおオーストリア公も莊園領主の一人として地代徴収権を行使した(七四七頁四〇条)。

ともあれ最高度の自治権をもつマウタウゼン町で、その強大な権限を町長と参事会が行使したことは、右の第三九条からも知られる。これにたいして一般市民団は、まず参事会といちおう対等の立場で町長候補を選んだ(七三七頁一条)。すなわち町長は任期二年で毎年一人選任、つまり定員二名であったが、その選任手続きは、参事会と一般市民団とが互いに相手側から一人ずつ候補を選び、この二人の中の一人を質権領主が指名した。(これを見ると、領主は参事会と一般市民団との間の調停者という役割を担っていたと言えよう。) つぎに参事会員は、年ごとに半数の四人ずつを、町長と一般市民団代表とが、一般市民団立会いのもとで選んだ(同条末尾)。さらに同町でも年三回の定期住民集会(兼裁判集会)が開かれたので(七四二頁一二条)、一般市民団の発言権はいちおう保障されていたと判断される。

ペルク Perg (8) 同町は右のマウタウゼン町の東約八キロに位置し、一五世紀の一条例によれば、マツハラント Machland 法域に属したが(ÖW 一二の五一九頁)、その下のヘルシャフト(上級莊園)としてはフライシュタット上級莊園に属したようである(五二六頁)。すなわち今の下ミュール県は、もともと西半はほぼ上記(五九頁)のフライシュタット法域、東半はマツ

ハラント法域に、二分されていたが、後者は分裂を重ね、その一部はフライシユタット法域およびフライシユタット上級莊園に属した(五一七、五五一頁各編注)。そしてフライシユタット法域・同莊園とも共同領主制だったためか、ペルク町の自治権は大きかった。すなわち町判事(町長)の都合で法域領主の代官みずから捕えた犯人でも、犯人はいったん町長のもとに抑留され、町長はその犯人を「帯で縛られたまま」あらためて代官に引渡した(五一九頁)。この象徴的法手続きが町長側の裁判権留保の印であったことは、上記(六三頁)のツェル町の場合と同様であり、そのほか若干の実例をすでに示した。

それほど高度の自治権の運営に当たったのは、ここでも町長と参事会である(五二〇頁)。しかし一般市民団も、参事会員兼同選定人二名を選ぶ権利を享有し(五二四頁)、さらに年三回の定期住民集會に参加の義務(欠席は六〇ペンスの罰金)と権利をもっていた(五一八頁)。

グライン Grein (9) 同町は右のペルク町の東十数キロ、州都リンツの東約四〇キロに当たり、ドナウ北岸に位置する。一四九一年頃とされる同町の条例は、同じ年に市に昇格する直前のもので、その序文(Ow. 一二の八〇九頁)には町 Markt と記されている。当時の領主は、グラインブルク Greinburg 上級莊園(ヘルシャフト)領主を名のつたプリュイシエンク Prieschenk 家で、その上位の法域は上記(前頁)のマツハラント法域の残部であった(八〇八頁編注)。法域領主は不明であるが、オーストリア公か、もしくは同公を含む数人の共同領主団と思われる(五四二頁編注参照)。しかしグライン町の判事(町長)ないし町法廷は、罰金五ポンド相当の傷害罪や(八一二頁)、罰金三二ポンド相当の年市市場での犯罪を(八一五頁)、裁く権利をもっていた。これはヘルシャフト領主の権限にほぼ匹敵し、いわゆる低裁判権のなかでは特に強い権限であった。

それほど高度の自治権の運営に当たったのは、右の町の法廷 Gericht すなわち町長と参事会であった(同頁)。これにたいして一般市民団は、町長候補二人を、参事会からでも市民団からでも自由に選ぶ権利をもち、さらに町長更迭 verkehren 権を認められた(八一六―七頁)。なお領主は、二人の公選候補の中から一人の町長を任命する権限をもっていた(同頁)。一般市民団はまた年三回の定期住民集會に出席する義務を負い、無断欠席者は七二ペンスの罰金を課せられた(八一五頁)。これが同

時に一般市民の権利であり、かれらの町政参加権を保障する制度だったことは、くり返すまでもない。

三 トライウン県の町々

州の南東部をしめるトライウン Traun 県は、ドナウ支流トライウン川の東に当たり、エンス・ドナウ合流点からエンス下流、同中流東岸地域を東の境とする。ただ、かつてはエンス下流東岸方面に延びていたため、下記のアシユバツハ町(4)も同県に含まれた。

エーベルスベルク Eibelsberg (1) トライウン・ドナウ合流点近くにあり、トライウン川をへだてて州都リンツ市の東隣に当たる。同町は永くパッサウ司教の飛領地として司教の支配を受け、一四三九年(一五二六年、四六年再確認)の条例は司教の布告の形をとった(ÖW 一二の九五頁、同編注)。しかし実際には、司教の法域法廷(重罪法廷)を代表する代官は、いったん逮捕した被告を町の判事(町長)に裁判させ、有罪判決を受けた者だけを改めて法域法廷に連行した(一〇三頁三四条)。さらに浮浪者が町の中で盗みを犯したばあい、町当局は犯人を「帯で縛られたまま」法域法廷側に引渡した(同三五条)。すなわち同町は、町の住民については重罪裁判権をもち、浮浪者についても裁判権があることを象徴的法手続きによって表示したわけである(この法手続きの意味は上記六三頁ツェル町の項を参照)。

この完全に近い最高度の自治権の運営に当たったのは、右の町長と参事会で、ともに任期一年であった(九七頁一条)。これにたいして一般市民団は、参事会員を選挙する権利をもち(九八頁二条)、さらに定期住民(裁判)集会に出席して(一〇〇頁一七条以下)、自治権の運営に参加した。

ザンクト・フローリアン Sankt Florian (2) 同町は右のエーベルスベルク町の東南約五キロに位置し、一五三一年の条例は聖(ザンクト)フローリアン修道院の執事 Propst と院長以下修道僧団との共同布告の形をとっている(ÖW 一二の三七九頁)。

つまり同町は聖フローリアン修道院の荘園（ホーフマルク）Hofmark に属したのであるが、その荘園はフォルケンストルフ Volkenstorf 法域とその南に分立したワイセンベルク Weissenberg 法域との境にあって両法域に属し、同町も同じく両法域に分属した（ÖW 一二の三八〇頁編注、一三の三一九頁解説）。両法域の領主はともにフォルケンストルフ家だったというが（同解説）、同家の支流がワイセンベルクの領主となったのであろう。しかし右の条例制定のころ聖フローリアン荘園は両法域からの独立を図っており、その後二百余年をへて目的を達成した（同編注）。すなわち同条例は法域法廷側の逮捕権を否定し、盗みなどの犯罪についても、犯人を荘園側の判事から法域法廷に引渡すさい「犯人が帯で縛られたまま」という裁判権留保の表示を行なった（一二の三九一頁、表示の意味は上記六三頁参照）。ただし犯人逮捕権は町判事（町長）にあり、荘園領主は町当局と協力しつつ法域領主からの独立を図ったと言えよう。

したがって町の自治権は実質的にはかなり大きく、その運営に当たったのは右の町長と参事会であった（三八一頁）。これにたいして一般市民団は毎年、参事会員六名を選挙する権利をもち（同頁末尾）、さらに一般市民団から選ばれた同代表四人と参事会員とが町長を選び、領主はそれをほぼ自動的に承認した（三八一―二頁）。なおこの参事会は「内」参事会とも呼ばれているが（三八一頁末尾）、それはおそらく一般市民団代表四人が「外」参事会を構成したからであろう。しかし一般市民団は内院（上院）・外院の両参事会員を選び、さらに定期住民（裁判）集会 Bann-, Ehehaft-tageding に召集を受けて戸ごとに参加する権利をもった（三八六頁）。——ちなみに内・外両参事会の存在は、いちおう町の大きさの表れと見られよう。

ノイホーフエン Neuhofen an der Krens (3) 同町は右のザンクト・フローリアン町の南々西一〇キロ余にあり、一六二一年の条例制定当時、法域および上級荘園（ヘルシャフト）グシュウエント Gschwendt の領主はローゼンシュタイン Losenstein 家が兼ねていた（ÖW 一三の四九頁編者解説）。そして同条例によれば同町当局は罰金五グルデンニシリング相当の犯罪を裁く、上級荘園領主なみの、いわゆる低裁判権をもっていた⁽²⁵⁾（五〇頁以下第六、一六条）。

町の自治行政を担当したのは判事（町長）と参事会で（五四頁四一条）、これにたいして一般市民団は、二年ごとに新町長を

選挙する権利をもっていた(四九頁序)。なお、その年一回の定期住民集会には、判事団(町長と陪席判事、参事会員)と一般市民団のほか「自由な市民税負担地 *Ledige Burgrechtsgründe*」を持つ町外民」も参加した。こうして同町では広い意味での一般市民が町政にたいする発言権を保障されていた。

アシュバッハ *Aschbach-Markt* (4) 同町は右のノイホーフエン町の東約四〇キロ、エンス川を二〇キロ以上越えた所にあつて、現在は下オーストリア州に属する。一五五〇年頃の条例制定当時は、オーストリア公直属のシュタイル *Steyr* 大法域の大部分を占めた同じく同公直轄のシュタイル上級荘園(ヘルシャフト)に属した(ÖW 一三の二七〇頁、二八七頁解説)。しかし同公の代官である法域判事は、町の判事(町長)もしくは参事会の同意がなければ犯人を逮捕できず、町当局が三日後あらためて犯人を法域判事に引渡すときは、つぎのような象徴的法手続きを行なつた(二八八頁第四条)。すなわち下役をして「帯で縛られたままの犯人を改めて荒縄で杭格子に括りつけさせてから法域判事に三度呼びかけさせた。」これが町当局による刑事裁判権留保の表示であることは上記(六三頁)の通りである。

それほど高度の自治権の運営に当たつたのが町長と参事会だつたことは、いま見た通りである。その町長は、定期住民集会で一般市民団によって選ばれ、選挙結果はほぼ無条件に承認された(二八八頁序・第一条、二九三頁跋部)。これを見ても、一般市民団の発言権の大きさが、わかつた。

ウイムスバッハ *Wimsbach* (5) 同町はトラウン川の東岸に近く、州都リンツの南西約四〇キロに位置する。領主については、まず史料(ÖW)の第一条例(一五五六年)はウイムスバッハ上級荘園(ヘルシャフト)領主アスパン *Aspan* 家の布告の形をとっている(ÖW 一三の四三三頁序、同頁解説)。その上位の法域はアム・モース *am Moos* 法域で、ワルゼー *Wallsee* 家が君臨していたが、のち実権はアスパン家など各上級荘園領主に移り、一五八五年にはウイムスバッハ法域が成立した(三七四頁、四二六頁各解説)。町当局の自治権は、第一条例によれば、罰金五グルデン六〇ペンス相当の犯罪を裁く、上級荘園領主なみの低裁判権に及んだようであるが(四三三頁一〇条、四三六頁三七条)、罰金の大半はその上級荘園領主に帰した。すなわち罰

金の分け前は領主二ペンス、町の判事(町長)三分の一ペンス、市民金庫 *Bürgerlade* 四分の一ペンス、つまり二四対四対三の割合であった(同一〇条)。ただし重罪裁判については、やはり第一条例に「犯人が帯で縛られたまま」法域領主の法廷に引渡すという、町当局による裁判権留保の表示が行なわれた(四三三頁四條)。しかも町当局は重罪事犯の被告を引渡す前に、領主側が十分な証拠を示すよう要求し、いわば予審権を行使した(同七條)。なお第一条例の第一条(四三三頁)には、ウイムスバツハが村(ドルフ)から町(マルクト)に昇格したのは皇帝フリードリヒ(三世、兼オーストリア公)による、と明記しているが、これも直接の領主アspan家への牽制の意味をもったと思われる。

それほど大きな権限をもつ町当局は、第一条例では町長に代表されたが(上記一〇条)、第二条例(一六一八年)では町長および参事会となっている(四四一頁三條)。これにたいして一般市民団は、上記の第一条例一〇条で「市民金庫」を持って当局に對抗しているように見えた。しかし第二条例では一般市民は、むしろ町当局者を包みこむ形で「市民三二戸 *ein-und-dreissig Bürgerhäuser*」と表現され、それが、序文(四四〇頁)以下諸条項で常に、自治権の主体である、という印象を強調されている。ただしこれは、三二戸の旧来の市民権所有者の、閉鎖的な特権集団としての表現であった(四三三頁解説)。すなわち第一条例で「本来の住民でない者」は居留民(インウオーナー) *Inwohner* と呼ばれて商業 *Hantierung* を禁止され(二八條)、第二条例でも居留民(インロイテ) *Inleute* と呼ばれて差別を受ける住民がいたと判断される(二條)。もともと居留民や居留民のたぐいは他の都市にもいたのであるが、かれらが上記(六二頁)のプレガルテン町に見られたような「半」市民権を得られなかったのが、史料に現れた限りではウイムスバツハ町の特色と言えよう。(下記七五頁ワイツェンキルヘン町参照)。

ハル Bad Hall (6) 同町は右のウイムスバツハ町の東二〇キロ余に位置し、史料集(ÖW)の第一条例(一四九八年)によれば、領主はオーストリア公であった(ÖW 一三の二九四頁第一条)。すなわち同町は、シュタイル *Steyr* 市を中心とするシュタイル大法域の大半を占めるシュタイル上級荘園(ヘルシャフト)の、そのまた中核を成したシュタイル荘園(ホーフマルク) *Hofmark* に属し(同一二七〇頁、二九三頁各解説)、シュタイル市の西十数キロに当たる。なお法域・上級下級両荘園ともオース

トリア公に直屬した(上記本稿六九頁参照)。ところでハル町の自治権は、外形上むしろ小さく、町の判事(リヒター)は領主の代官にすぎなかったようである(二九六頁一六条)。しかも罰金一二ペンスに相当する軽い罪でも、原則として、上位の代官たる法域判事(ラント・リヒター) Landrichter の所管であった(二九五頁六条)。しかし暴力的な家宅侵入罪については、犯人逮捕権は法域判事に属したが、罰金五ポンドは市民金庫に帰した(同八条)。それゆえ同町の自治権は見かけよりは大きかったとも言える。

いずれにしても自治権を代表する町長は、有力都市の市長と同じくビュルガー・マイスター Bürgermeister と呼ばれ、さらに参事会もそなわって、ともに市民から選ばれた(二九四頁二条)。それゆえハル町では、町長・参事会および一般市民が協力しつつ、自治権を実質的に確保する態勢をとっていた、と考えられよう。なお第二条例(一七世紀初め)でも、刑事裁判権は領主のものとされたが、定期住民集会の開催が公認されている(二九七頁)。

ウインディッシュガルステン Windischgarsten (7) 同町は州都リンツの南々東七〇キロ近くに位置し、一五五九年の条例によれば、領主はシュピタル Spital am Pyhrn 修道院であった(ÖW 一三の二六四頁序)。同修道院は、同町の南数キロの所にあり、シュピタル教会領法域に君臨していた(二五一頁解説)。そこで重罪犯人については、町の判事(町長)は逮捕権は持つが、裁判権はなく、犯人を逮捕した後は、領主に報告して命令を待たなければならなかった(二六七頁一四条)。また傷害罪以下の犯罪については、町判事と参事会が裁判権を行使し、罰金五ポンド六〇ペンスを徴収することができたが、町判事(町当局)はそのうちの七二ペンスを取得しただけで、大半は領主に納められた(同一三条)。

ともあれ同町は、いちおう低裁判権をもっていたと言えようが、それを行使したのは右のように町長と参事会であった。これにたいして一般市民団の成員は、年一回の裁判集会 Gericht に参加する義務を負い、欠席者には七二ペンスの罰金が課せられたが(二六四頁一条)、これはもちろん彼らの町政参加「権」を意味した。さらに彼らは町長選挙権をもち、毎年、最高得票者と次点二名とが領主に報告され、領主はこの三名の中から新町長一名を指名した(同二条)。しかし最高得票者が報告され

た、というのは、上記(六三頁)ツェル町のように当人が自動的に町長に任命されたことを想像させ、一般市民団の意志が、町長を決定し、さらに領主の町長任命権を制約した、と言えよう。ただし参事会員の選任は、町長が一般市民団の中から指名した六人と、旧会員六人との、計十二人の中から六人が「参事会員すなわち陪席官」として領主から任命された(同三条)。なおこの陪席官 *Beisitzer* という表現は、町長を裁判長とする町法廷で、参事会員が陪席判事をつとめたことを示すが、ともあれ一般市民団が参事会員の選任に関与する余地は、あまりなかった。そのほか一般市民団の中から四人の地区役員 *Viertelmann*, *Rotmann* が互選されたが(同一、三条)、それが参事会監視の役割をはたしたか否かは、史料からは判断できない。

四 ハウスルック県の町々

州都リンツから南西に広がるハウスルック *Hausruck* 県については、計一四の町の各条例に参事会のこと記されている。そのほか法域の史料から町の参事会の存在が推定される事例が一つあり、さいごに書きそえる。

アシャッハ *Aschach an der Donau* (1) 同町はリンツ市の西北西約二〇キロ、ドナウ川が同市の上流で峡谷を成す部分の出口に当たり、その南西岸に位置する。一五二二年の条例によれば、領主はシャウンベルク *Schaunberg* 家であるが、同家は伯(グラーフ) *Graf* の称号を有した(OW 一二の二七七頁序)。その伯領は、かつて下記(次頁)のポイアーバッハ法域などを含み、広大な最高裁判権領域を成していたが、右の条例制定当時は旧伯領の中心部のみが一法域として残っていた(二九八頁八四条)。そのもとで町の判事(町長)と参事会は、月曜日に犯罪者 *Verordnende* を裁いたが(二八七頁四〇条)、町の裁判権は罰金額が明記されている限りでは、七二ペンス相当の経済事犯にとどまった(二八八頁四五条等)。その町長は、内・外参事会員の中から選ばれた計二人の候補者のうち一人が、領主によって任命されたが、領主は候補者以外の者を、しかも町外の者でも、町長に任命することができた(二七八頁一条)。

これらの条項を読むと同町の自治権は小さかったように見えるが、右の外院（下院）参事会の存在から、逆に参事会と町長の権限が大きく広がったのではないか、とも想像される。ただし条文のうえでは、町長と本来の参事会による裁判が行詰まった時は、外院参事会も参加することになっており（右四〇条）、外院参事会は本来の参事会（内院）にたいして補助的な役割をはたしたに過ぎないように見える。しかし裁判の行詰まり *verfallen, fürfallen* という異常事態は、町長・参事会の越権にたいする被告側の抵抗を想像させ、外院参事会の登場は越権への牽制とも受取れよう。そうだとすれば町長と本来の参事会の権力が強く、これにたいして外院参事会は護民官的な役割を担ったと考えられる。また逆に外院参事会が補助的なものに過ぎなかったとしても、それは本来の参事会の所管事項が広く、つまりは町の規模と町当局の権限が大きかったことを物語る。そういえば傷害罪の裁判は町長ないし参事会の所管で（二八一頁二三条）、罰金額は不明ながら、町当局は低裁判権をもっていたとも思われる。

ところで、それほど強力だったと思われる内院参事会もしくは両参事会にたいして、一般市民の立場はどうか、といえ、まず上記の町長候補者を選挙した「かれら *sie, si*」とは、一般市民団をさすようである。また外院参事会が右のように護民官的な役割を担ったとすれば、一般市民団の発言力はそれだけ大きかったと見られる。さらに町当局の法廷がフオークト・ターゲディング *Vogtageding, voitaiding* と呼ばれているので（二八六頁三八条等）、それが裁判集会（ディング）の形をとり、一般市民団が立会った、と解釈される。⁽²⁶⁾

ポイアーバッハ *Peuerbach* (2) 同町は州都リンツの西方四〇キロ近く、ドナウの南河畔まで約一〇キロの所にあり、史料集（ÖWV）の第一条例（一四一七年）では、領主は上記（前頁）のシャウンベルク伯となっている（同一四の一五頁序）。しかし一六九九年の第二条例では、シュトラットマン *Stratmann* 伯が領主である（一一七頁序）。第二条例で領主（伯）が重罪裁判権をもっているのは（一二二頁八条）、ポイアーバッハ法域の領主として、と思われ、同法域は一三五六年にシャウンベルク伯領から形式上分離して成立し、法域・上級莊園領主権は同伯家から幾変転をへてシュトラットマン家に移った（一一四頁解説、

本稿次頁参照)。これにたいして町判事(町長)は、第二条例では、年三回の年市とその前後各一四日(年間合計八七日)の傷害事犯について、五ポンド六〇ペンスまでの罰金のうち三分の一を取得する権利をもった(OW 一四の一二七頁二三条)。すなわち同町は低裁判権の一部を認められていたわけである。それが右の期間以上に及んだか否かは不明だが、内院(上院)・外院各六名から成る堂々たる参事会をそなえ(一一九頁第二条例二条)、町の規模と町当局の権限との大きさを想像させる。

町長は二年ごとに改選され、まず一般市民団が現町長と参事会員について信任投票をし、信任された参事会員等が選挙人となって、一般市民団の中から一名を町長に選び、領主の承認を求めた(右二の二条)。こうして一般市民団は町政に発言権をもつたが、なお第一条例には、定期裁判集会への出席を怠る者は罰金七二ペンス、とある。これによって一般市民の町政参加の義務と権利とが確認される(一一六頁八条)。ところで右のように町長が一般市民団の中から選ばれた以上、町長・参事会と一般市民との間に格差はなかったように見えるが、現実はずっと複雑であった。すなわち市民の中に家持ち Behauste と借家人 Unbehauste との階層差があり(一二〇頁二の六条)、借家人 nicht hausgesessene Bürger, Inwohner は商業 Handlung に従事することを許されなかった(一二四頁二の一四条)。ただし手工業者 Handwerker の中には家持ちも借家人もおり(同一五条)、要するに家持ち市民は商業でも手工業でも自由に営むことができたのに、借家人の営業は手工業に限られた。それゆえ市民権所有者は家持ちと借家人に分かれ、町長や参事会員はおそらく家持ち層からのみ選ばれたのである。しかし借家人層も、前述グリースキルヘン市同様、町政に一応の発言権をもち、両階層は対立をはらみつつ協力の可能性をも保ったと思われる。

ワイツェンキルヘン Waizenkirchen (3) 同町は右のポイアーバッハ町の東方約六キロに位置し、一五九三年の条例は領主ローゼンシュタイン Losenstein 家とオーストリア公(皇帝)との共同布告の形をとっている(OW 一四の一五九頁序)。同町は上記(前頁)のポイアーバッハ法域に属し、領主ローゼンシュタイン家は一五五六年に法域領主権を買取っていた(同一五八頁解説)。したがって同家が法域内の最高裁判権をにぎっており、オーストリア(大)公は宗主として名を連ねたにすぎない、とも言えよう。しかし後者は領邦君主 Landesfürst としてワイツェンキルヘンに、単なる小都市的集落(フレッケン) Flecken か

ら町（マルクト）に昇格する認可を、この布告によって与えた（一五九頁末尾）。その認可は、具体的には週市および年二回の「年市」に、取引きのため同町をおとずれる「すべての人々」に安全を保障する、という広域的な行政措置を伴った（一六一頁）。それゆえ領邦君主オーストリア公は、町の一般的な裁判・行政事項については形式上の最高領主（宗主）にすぎないが、市場開催期間については町外の商人等にたいする安全保障の最高責任者として、町当局および法域領主にたいして、何らかの発言権をもっていたわけである。——ところで町の自治権としては、家宅侵入罪については罰金五グルデン（注(25)参照）と六〇ペンスの「一部は領主に、他の一部は町に」帰する、とあって（一七三頁二三条）、法域領主と町当局とが折半したようである。なお年市における傷害罪については、罰金折半の取決めが明記されている（一七一頁一八条末尾）。要するに同町は低裁判権の一部をもっていたわけである。

その自治権の運営に当たったのは、町の判事（町長）・参事会（四名）および一般市民団代表 *Gemeindesprecher*（一名）で、いずれも一般市民によって選挙された（一六三頁一条）。そのうち町長は公選による候補者二名の中から、一名を領主が指名した（同条）。したがって一般市民は町政に十分参加できたと言えるが、ただしその市民は「家持ち」に限られた（同）。その意味では同町の一般市民団（ゲマインデ）は、じつは特権市民の集団だった、と言ってもよく、その数はわずか二五戸であった（一五九頁）。ただし逆に、特権市民といっても、家持ちという程度にすぎない、と見ることも可能であり、その点は、この町が微小都市にすぎないことを、念頭に置くべきであろう。

ノイマルクト *Neumarkt im Hausruckskreise* (4) 同町は上記（七三頁）のポイアーバッハ町の南々東約八キロに位置し、史料集（ÖW）の第二条例（一五四三年）によれば、領主はシャウンベルク伯であった（一二の三三四頁）。ただし同町とその周辺は、終始上記（七二頁）のシャウンベルク伯領に属したのではなくて、同伯領から分離した上記（七三頁）のポイアーバッハ法域から更に分かれてエルラッハ *Erlach* 法域となり、のち再び同伯家がこの新法域の領主となったわけである（同三二〇頁編注）。法域領主の重罪裁判権（同三一頁第二条例第五条）に対比して、町の判事（町長）の権限は、居酒屋の亭主の営業上の違

反、および広く町民の無届け転居について、それぞれ罰金七二ペンスを徴収する程度の、いわば軽罪裁判権にすぎなかった（三一六頁上段および末尾、一五世紀の第一条例中の各条項）。

それでも同町には町判事（町長）と参事会がそなわり、町判事の候補者は、一般市民団と参事会が相互に相手方から一名ずつを選び、前任者と合わせて三名の候補者の中から、領主が一名を任命した（三二〇頁末尾第一条例、三二二頁第二条例第一七条）。しかも、このように参事会に対して一般市民団 *Gemein(de)* が対等の町判事候補選定権をもち、またこの選定作業は定期住民集会 *ehrehaftes Tageding, erhaftes tading; Ehehaft-tageding, ehhaftading* で行なわれた（第一・第二条例同上条項）。したがって同町ないしその当局（町長・参事会）は史料に現れたより大きな権限をもち、また当局に対抗した一般市民団は基本的な町政参加権を享有した、と言うことができよう。

ガルスパツハ *Gallsbach* (5) 同町は右のノイマルクト町の東南約一〇キロ、グリースキルヘン市の南隣りに位置する。一六〇七年の同町条例は上級荘園領主 *Grundherr* ガイマン *Geymann* 家の布告の形式をとっているが（*ÖW* 一四の七頁序、一〇頁第一〇条）、その上位のシユタルヘンベルク *Starhenberg* 法域（同七頁解説）の領主は明かでない。同条例に先立つ一五七八年のハーク町条例には同法域の中核シユタルヘンベルク上級荘園の領主としてイェルガー家の名が見えるうえ、同家が法域領主を兼ねていたことも知られる（後述Ⅱ次頁）。ともあれ当面のガルスパツハ町条例の時代（一六〇七年）の法域領主は不明であるが、ガルスパツハ上級荘園 *Herrschaft*（上記の序）の領主ガイマン家も、事実上法域領主権を行使していたと思われる。というのは同条例第八条に「この町で行なわれた一切の処罰（罰金）につき三分の二は余（ガイマン家）のものである」と記されているからである。すなわち同家は重罪を含む一切の犯罪を裁く最高裁判権をもち、それによる罰金収入の大半を取得したと判断される。他方、罰金の三分の一は町の金庫 *Lade, ladt* に帰し（同条）、町自体もまた重罪裁判権（最高裁判権）を分有したと思われる。なお町の金庫は、同町の判事（町長）と一般市民団代表とが鍵を一個ずつ持ちあい、管理権を共有した（第四条）。このように町の参政権は大きく、したがって自治権はかなり強かったが、反面、住民 *Inleute, inleit*（市民）は年五シ

リング(一五〇ペンズ)ずつの州税(ラント・シュトイアー²⁷)をガイマン家に納めた(一二条)。

ともあれ同町が領主と裁判権を分有したのは、参政権の大きさを物語り、それはまた町の自治権の高さをも暗示する。その自治行政については、町判事・参事会が当たったが、町金庫の管理権を町判事と一般市民団代表が共有したように、一般市民団も参政権をもっていたと思われる。とくに町判事(町長)の選挙に関しては、一般市民団がまず参事会員の中から候補者一名を選挙し、これに現町長を加えた二人の候補者から更に一名を秘密投票で選び、領主の承認を得て町長とした(八頁第二条 *andern*)。また参事会員四名および一般市民団代表一名も、それぞれ一般市民団によって選挙され、指名された(第三条)。なお町長および一般市民団代表の任期は各二年であった(第二、第三条)。

ハーク *Hark* (6) 同町は右のガルスパツハ町の西南西約一二キロに位置し、一五七八年の条例には皇帝兼オーストリア大公とシュタルヘンベルク領主イェルガー *Jörger* 家との名が記されている(*ÖW* 一四の一三四頁序)。皇帝は最高領主(大公すなわち領邦君主)として町と領主との合意内容に保証を与え、イェルガー家は上級荘園(ヘルシャフト)の領主としてハーク町との合意をへて同条例を承認したわけである。同家の資格については、第二〇条に「シュタルヘンベルク上級荘園領主すなわちグルント・ヘル *Grundherr*」と明記され、下記の第一二条、一八条によれば同荘園領主は同時にシュタルヘンベルク法域の領主でもあった(一三二頁解説参照)。そして同法域法廷 *Landgericht* は重罪を裁いたので(第一七条)、イェルガー家は最高裁判権をもっていたと言える。ただしハーク町ないしシュタルヘンベルク法域には特別の慣行があつて、重罪以上の犯罪の上告審はシュタルヘンベルク法域法廷が担当したが(第一八条)、民事については、上オーストリア州総督 *Landhauptmann* が上告審を担当した(第一四条)。そのため州税(ラント・シュトイアー)は、上級荘園領主(兼法域領主)が徴収して州の領主(オーストリア大公兼皇帝)に納め、いわば州税の本来の形をとった(第二〇条)。他方、重罪以外の犯罪および民事事件の第一審を担当したのは、ハーク町の判事(町長)と参事会であった(第二二条、一八条)。すなわち同町は低裁判権をもったわけだ、罰金は町(市民団)と荘園領主 *Grund-obrigkeit* (第二二条)すなわち荘園領主 *Grundherr* 兼法域領主 *Landgerichtliche*

Obrigkeit (第一八条) とが折半した。

ともあれハーク町は低裁判権をもち、町の自治権はかなり高かったが、その自治行政を担当したのは町の判事(町長)と参事会で、町法廷(マルクト・ゲリヒト) Markgericht を構成した(第一八条)。その執務日および会議はラート・ターク Rattag と呼ばれ、毎週月曜・金曜の二回、朝六時(冬は七時)に開会された(第九条)。この町当局に対して一般市民団は、町長選挙参加などの権利をもっていた。「すなわち町長・参事会員の選挙は毎年行なわれたが(第四、四五条)、町長「選挙」は実は候補者選挙で、一般市民団と参事会が互いに相手側から一名ずつを選び、現町長と合わせて三名の候補者の中から、上級荘園領主イエルガー家が一人を指名する定めであった(第四条)。また一般市民団は参事会とともに会計検査権をもち、右の選挙日の前日に町の収支決算 Reitung の報告をうけた(第四五条)。

オッフエンハウゼン Offenhausen (7) 同町は右のハーク町の東約一五キロ、ウエルス市の西一〇キロ余に位置する。一六三〇年の第一条例によれば領主はウウルテイング Wuring 上級荘園(ヘルシャフト)の所有者ワイス Weiss 家(ÖW 一四の二五二頁条例第一章)、同家は上位のブルク(城)・ウエルス Burg Wels 法域の領主でもあった(同一八〇頁解説)。したがってワイス家は重罪裁判権をもっていたが、私闘という重罪にたいする重罪金は、同家と町とが折半して取得した(第七章三一条)。また家宅侵入罪の罰金五ポンド余も両者が半分ずつ取り(同)、商業規律の違反についても同様であった(三章七条末)。要するに同町は、一部の重罪を含む各段階の犯罪について、法域領主(最高裁判権者)と裁判権を共有したわけである。

それほど高度の自治権を運営したのは、町法廷(第七章三一条)すなわち町判事と参事会であった(第三章一条後段)。これに対して市民団 Bürgerschaft は毎年町判事(町長)候補一人を全市民の中から選び、(おそらく現町長と合わせて)二人の候補者の中から領主が一人を指名した(同条前段)。また参事会員も一二名のうち六名ずつ毎年改選されたが、そのうち三名は全市民の互選による六人の候補者の中から指名された(同前段)。なお市民団は、住民集会を開いて町長・参事会員の候補を選んだが(同第四条)、その際、市民団代表の候補二人をも選出した(同第一、第四条)。

このようにオッフエンハウゼン町の市民団は参政権を保障されていたが、市民（ビュルガー）は家持ちに限られた（同第一条二五六頁）。なお商業 *Handel, handl* に従事するための資格として「家屋ないし土地でペンス建て二四ポンドの不動産を所有する」者、もしくは町の金庫に二四ポンドを供託した者、と定められている（第三章七条）。したがって同町の市民権所有者は家持ちの商人ないし有力手工業者に限られたわけである。そして彼らは右の町長候補者選挙などのための市民集会 *ehaft-thätig* に参加する義務を負い、無断欠席者は七二ペンスの罰金を課せられたが（四条）、それが同時に権利だったことは、いうまでもない。

〔市民の財産〕 いま見たオッフエンハウゼン町の市民権所有者である商人等の財産資格二四ポンドは、不動産の評価額と思われる。というのは同町に近い前述のグリースキルヘン市の商業 *hanterung* 営業資格は「三二ポンドの価値 *wert* の土地ないし家屋を市域内にもつ」者となっているからである（*ÖW* 一四の二八頁「町」時代二一五六四年の条例）。

比較のために当時の最有力都市の一つニュルンベルクの例を見よう。史料は同市の記録『皇帝ジークムント時代一四三四年までの年代記』*Chronik aus Kaiser S(e)gmund's Zeit bis 1434* である（本稿注（14）『ドイツ都市年代記集』第一巻二ニュルンベルク編第一巻、一八六二年刊、一九六一年複製、三八一頁）。すなわちその一四三一年の条に、市税の査定基準が記され、市民の財産等級は「一、〇〇〇グルデン以上」から「五〇グルデン以下」まで七級に分かれ、それぞれ年四グルデンから二シリング（四分の一グルデンか）が課税された。同市の貨幣はその繁栄から見て品位が高く、またこの記録の年代が右のグリースキルヘン条例より更に一世紀以上古いだけに、ニュルンベルクの幣価は高かったであろう。それにしても一六三〇年のオッフエンハウゼン町第一条例の「家持ち」商人の財産の下限二四ポンド（ほぼ二四グルデン）という数字は低すぎる。

そこで同条例の別の個所（二七〇頁一章第一条）を見ると、上級荘園領主に納めるべき不動産取得税 *Anleit, anlaith* に関する規定がある。それによれば市民権所有者（市民税負担者）*Burgrechter* の滞納税額は各人二〇グルデンで、滞納者

は毎年、市民税四シリングのほか、一グルデン（八シリング）を特別に徴収されることになっていた。さらに同町第二条例（一六五四年）には、町当局に支払うべき不動産売買登記料の規定があり、それによると最高五〇〇グルデン Gulden、^中の財産のばあい、売買双方がそれぞれ合計二二グルデンを支払った（二八〇頁第八条）。ただし商品の売買については、五〇〇グルデンの商品でも、二グルデン足らずの登録料でよいことになっていた（同条二八二頁）。

これらの規定を見ると、一七世紀のオッフエンハウゼン町民の中には五〇〇グルデンの不動産をもつ者がいたことがわかる。さらに下記（次頁）のフランケンブルク町条例（一六三二年）では、相続などに因る不動産取得税の率は一〇パーセントであった。オッフエンハウゼン町も同率とすれば、二〇グルデンの取得税を課された財産は、二〇〇グルデンに相当したはずである。

以上要するに、同町第一条例やグリースキルヘン町条例に見える商人営業資格の二四ないし三二グルデンという額は、不動産の実際の価値を表示したのではなくて、ある面からの一応の評価額にすぎなかった、と見てよい。

なおオッフエンハウゼン町第一条例（一六三〇年）の不動産取得税滞納者に関する右の規定（第一章第一条）の中に、滞納者の数を「市民権所有者一六人」、滞納金額の総計を三二〇グルデンと記し、一人当たりの滞納額を二〇グルデンとして罰則（右の特別税）を示している。それゆえ同町住民のやや上層に属する市民権所有者だけでも、数十名に達したと思われる。同町は「町」の中では特に人口が多かったようである。その点はまた第一条例の手工業者規定（第四章八条―第五章二三条）の各条表題から一三以上の職種が数えられることから、推測できる。そして同町の市民権所有者の間で、さらに当局者（町長一名・参事会員一二名）と一般市民団との別があったが、一般市民団は上記のような参政権をもち、市民権所有者相互間の大きな対立はなかったと思われる。

ウオルフゼック Wolfsegg (8) 同町は右のオッフエンハウゼン町の西南西約一五キロ、上述のハーク町の南一〇キロ近くに位置する。一五五一年の同町条例は皇帝兼オーストリア大公フェルディナント Ferdinand (一世帝、正式には一五五六年即位)

の布告の形をとり、同町は大公の直轄地とされていた。すなわち重罪裁判権および民事裁判の上告審審理権（合わせて最高裁判権）は大公の機能に属し、リンツ駐在の州総督 Landhauptmann がそれを代行した（ÖW 一四の五〇六頁第一二条、五〇八頁一八条）。これに対して町の判事（町長）と参事会員（六名以上）は、民事裁判を担当したが、原告・被告双方による三回の弁論をへて、なお結審できないときは、町当局に大公の代官が加わって審理を行なった（第一〇、一一條）。この代官 Pfleger はウォルフゼック上級荘園（グルントヘルシャフト）領主としての大公の代官で（第一七条）、町判事とともに刑事裁判を含む低裁判権をもち（五〇一頁解説）、一五六六年には大公に代って上級荘園領主となるほどの有力者であった（五〇〇頁解説）。したがって同町は、いわば共同領主制のもとにあったと言つてよい。

ともあれウォルフゼック町は、民事裁判権の大半と刑事裁判権の半分を含む低裁判権をもち、かなり大幅な自治権をもっていた。その自治権の運営に当たった町判事（町長）は、自由選挙 freie Wahl と呼ばれる手続きをへて代官（共同領主の一人）から任命された（第二條）。すなわち一般市民団と参事会が互いに相手側から一人ずつ町長候補を選び、この二候補の中から一人が代官によって町長に指名された。さらに一般市民団はその代表一名を参事会に参加させ（第四條）、町政にたいする發言権を保障されていた。

フランケンブルク Frankenburg (9) 同町は右のウォルフゼック町の西南西約一二キロ、フェクラブルク市の西北西一〇キロ余にあり、一六三二年の条例はフランケンブルク伯ケーフェンヒュラー Khevenhüller 家の布告の形をとっている（ÖW 一四の三〇二頁序）。同家は伯領 Grafschaft の領主として重罪裁判権（最高裁判権）をもち（三二二頁第五九条）、町に自治権（フライハイト）を与えた代償として市民に不動産取得税を課した（第二條）。この税はフライ・ゲルト Freigeld（自治権賦与税）と呼ばれ、財産（評価額）一〇〇グルデンにつき一〇グルデンの割合で徴収された。これに対して町の裁判権は五グルデン二シリング相当以下の犯罪すべてに及び、いわゆる低裁判権がほぼ完全に町に属し、ただ軽犯のばあい、かえって罰金を伯と町が折半した（第五九条）。なおフランケンブルク伯領が同町を核とする同名の上級荘園（ヘルシャフト）であった時代の一五

七四年、同莊園とユーグル Kogl 上級莊園とを含むカンマー Kanner 法域の定期裁判集会 Land-tageding-thätting に、同莊園の住民代表三名ずつが陪席した(三八四頁『ザンクト・ゲオルゲン St. Georgen 町条例』第七条、この町は前者の約一五キロ南)。したがってフランケンブルク莊園が一五八一年に独立の法域となり、一五九三年に同名の伯領となつてからも(二八九頁解説)、おそらくフランケンブルク町民の代表が伯領の最高裁判集会で陪席判事をつとめたと思われる。

フランケンブルク町はこのように相当高い自治権を享有し、その運営に当たった町判事(町長)と参事会は大きな権限をもつた。これに対して一般市民団は町長(一名)・参事会員(四名)を投票によって選出し、そのまま領主(伯)の認証を受けた(第一一、一二条)。この意味でも同町の自治権は高く、一般市民団は直接自治参加を公認されたわけである。かれらはまた一般市民団代表(一名)をも投票によって選んだが(第一二条)、市民権所有者は家持ちに限られた(三〇五頁第一一条)。

シュワンス Schwanns (10) 同町は右のフランケンブルク町の東約二〇キロ、フェクラブルク市の北々東約一〇キロに位置し、一五九七年の条例では町(マルクト)であつたが、一六二七年オーストリア大公(兼皇帝)によって市(シュタット)への昇格を許され、シュワーネンシュタット Schwanenstadt と呼ばれるに至つた(ÖW 一四の四〇二頁解説)。右の町条例はプッフハイム Puchheim 上級莊園(ヘルシャフト)領主ポールハイム家の布告の形をとり(四〇三頁序)、同家はまたプッフハイム法域領主を兼ねていた(三九三頁解説)。したがって重罪裁判権は同家に属したが(四〇四頁同条例第三条)、低裁判権はシュワンス町に属し、ただ罰金の三分の一は同領主に帰した(同条)。他方、同領主は自治権賦与の代償として年額三〇〇グルデン、裁判税(法域税)等の目名で年四七グルデン余を町から徴収したが(第九条)、それはむしろ同町の繁栄の表れでもあつた。

ともあれ同町の自治権はかなり高く、その運営に当たった町判事(町長)・参事会の権限も大きかつた。これに対して市民は町長・参事会員を投票で選ぶ権利をもち、町長は最高得票者を領主がそのまま認証する原則であつた(第四条)。その意味でも同町の自治権は高く、それに市民が公然と参加したわけである。

フェクラマルクト Vöcklamarkt (11) 同町は右のシュワンス町(シュワーネンシュタット)の西南西二〇キロ余、フェクラ

ブルック市の西一〇キロ余に位置し、一四八九年の条例は皇帝（兼オーストリア公）フリードリヒ三世（在位一四四〇—一四九三年）の布告の形をとっている（ÖW 一四の三六一頁序）。同町は上述（八一—二頁）のカンマー法域内のカンマー上級莊園（ヘルシャフト）に属し、法域・莊園ともにオーストリア公（ハプスブルク家）の直轄とされたが、莊園領主代行権、すなわち代官職が一四八三年いらいイェルガー家（前述七七頁）に与えられていた（ÖW 一四の三四〇頁解説）。こうして最高裁判権はオーストリア公に直属したが、低裁判権は町当局に属したと判断される。すなわち同条例第七条（同三六二頁）は、法制上の母市フェクラブルックの市法（一三九一年）第八条（四三七頁）と同文であるが、後者（母法）は傷害罪の罰金五ポンド余が判事 Richter（市判事）に帰する、と定めている。したがってフェクラマルクト町条例第七条も、傷害罪の裁判権が町判事に属するむねの規定だったわけで、それは同町が低裁判権をもつことを意味した。

フェクラブルック市が当時、最高裁判権をもち、市判事（市長）がその行使に当たったことは、前述（四八頁）の通りである。したがって同市はもちろん低裁判権を持ち、それが市法第八条に表現されていたわけである。

このようにフェクラマルクト町はかなり高い自治権を享有し、参事会は町判事（町長）とともに民事裁判に当たった（第二条）。したがって町長および参事会の権限は大きかったように見えるが、じつは民事裁判には一般市民団 *Gemeinde* も立会って裁判集会 *Tageding, taiding* を開いた（同条）。しかも町長・参事会の両者もしくは一方が審理を拒むと、市民団が新町長を選出し、さらに新町長と市民団が新参事会員四名を選んで参事会に送りこんだ（同条）。そのうえ一般市民団の主導による新しい町長・参事会員の選任結果は、代官に報告するだけで手続きが完了し（同条）、領主側の特別の審査を必要としなかった。こうして同町の自治権は、明らかに一般市民団の大幅な関与のもとに運営され、かつそれを法域領主としての皇帝から公認されていた。

タイムルカム *Timelkam* (12) 同町は右のフェクラマルクト町の東一〇キロ足らず、フェクラブルック市の西郊に位置する。一六〇〇年頃の同町条例はポールハイム家（前述四八頁）の布告の形をとり、同家はワルテンブルク *Wartenburg* 法域およ

び同名上級荘園の領主として同町に臨んだ(ÖW 一四の四六八頁解説、四八〇頁条例序)。そこで同家は重罪裁判権を行使し(四九
九頁第五六条)、各市民に「草刈人夫一人ずつを連れて領主直営採草畑 Hofwiesen の乾草刈りをする」という賦役を課し(第三
条)、そのほかシュトイアー(租税)と称する地代などを徴収した(第四条)。ただし上述(八一頁)のフランケンブルク町に見
られたフライ・ゲルト(自治権賦与税)と称する不動産取得税は、ティメルカム町では免除されていた(第二条)。

これに対して同町は一種の低裁判権をもち、軽罪については罰金を領主と折半し、やや重い犯罪については領主二グルデン
・町当局一グルデンの割合で罰金を分けあった(第五六条)。そしてこの町当局は判事(町長)と参事会であったが(同条)、と
もに一般市民団によって選ばれた(第一条)。すなわち市民団は裁判所庁舎に集まって町長一名、参事会員四名および一般市
民団代表一名を選び、選挙結果は市民団の確認をへて、領主から認証された。ただしその市民は家持ちに限られた(同条)。

フランケンマルクト Frankenkmarkt (13) 同町は右のティメルカム町の西一〇キロ余、フェクラブルク市の西十数キロに
位置し、一五二一年の条例によれば、上述(八一頁)のフランケンブルク上級荘園に属した(ÖW 一四の三三六頁第一二条)。た
だし同荘園は一五八一年以前は上述(八二頁)のカンマー法域に属し、右の条例の時代も同様であった(二八九頁解説)。した
がって法域領主はオーストリア公(兼皇帝)であったが、上級荘園領主権は一四九九年いらい同公から上述(四八頁、八三頁)
のポールハイム家に質入れされていた(三四〇頁解説)。ちなみに条例によれば重罪は「上級荘園当局(ヘルシャフト)の代官
Pfleger が裁く」ことになっていた(三二七頁第一七条)。そしてこの代官職は、——おそらく上述(前頁)のフェクラマルクト
町で有力領主イエルガー家がカンマー上級荘園領主権をオーストリア公から委任されて代官職 Pflieger を世襲したように——
このフランケンマルクト町でも質権領主としてのポールハイム家が所有したと思われる。つまり同家は、この上級荘園の代官
という名目で、事実上、荘園領主権のみならず法域領主権(最高裁判権)までも所有していたのであろう。またそれは、同家
が前述(四八頁)のようにパルツ法域領主でもあり、有力都市グリースキルヘンの宗主ともなり、のち上記(八二頁、八三頁)の
プッフハイム・ワルテンブルクの両法域をも併せた事実を想起すれば、けっして不思議ではない。

これに対して町当局すなわち判事(町長)と参事会は、重罪(市場での犯罪および町当局・市民の手に負えない事犯を含む)以外の一切の事犯・係争を裁く権利、すなわち低裁判権をもっていた(第一七条)。そのうえ盗みなど破廉恥罪 *unehrbarre Sache, unerber sach* については、重罪のばあいでも、町判事は一応の判決をくだす権利をもち、犯人が自白をしないときは、拇指棒 *Daumstock* で打つ拷問をくわえてから、犯人を代官(質権領主)に引渡した(第一六条)。したがってフランケンマルクト町は、重罪裁判権の一部をもっていたわけであるが、罰金の取分は少なかったらしい。というのは畑などの境界の印(石など)を損壊したばあい、罰金は代官が五ポンド、町判事はわずか六〇ペンス(四分の一ポンド)を受取ただけだからである(第二二条)。

ともあれフランケンマルクト町の自治権はかなり高かったが、その運営に当たった町長・参事会に対して、一般市民団は当局者を選挙する権利をもっていた。すなわち同町条例第一八条によれば、市民団は町長を選挙する権利を原理的には持っていたが、ときには参事会に町長選挙を委任していた。ただし委任は全面的ではなくて、毎年、定期住民集会で町長の信任が問われ、不信任のばあいは市民団が参事会員もしくは一般市民の中から新町長を選んだ。しかもこの直接選挙によって選ばれた町長については、領主(ポールハイム家)は三回以上拒否権を行使できない定めであった。また次の第一九条によれば、参事会員も住民集会において一般市民団によって選ばれた。その定員は四名で、任期は二年、毎年二名ずつ入替えられた。ただし参事会員は家持ちに限られ、町長は参事会員経験者でなければならなかった(第二〇条)。

このように同町では、町長・参事会員は家持ち層に限られた反面、家持ち層を含む一般市民団が、町長・参事会員を選ぶ権利を、基本的には公認されていた。つまり同町は、町当局の権限の大きさと、一般市民団の参政権の公認という二つの面で、領主からの自立度がかかなり高かったと言えることができる。

シェルフリング *Schörling* (14) 同町は右のフランケンマルクト町の東南東十数キロ、フェクラブルツタ市の南方数キロにあり、アッターゼー *Attersee* 湖の北岸に位置する。一四九九年の同町条例がオーストリア公兼皇帝マクシミリアン一世(在

位一四九三—一五一九年)の布告の形をとるのは(O.W.一四の三五八頁序)、右のフランケンマルクト町と同様である。さらに同町がカンマー法域内のカンマー上級荘園に属し、法域は皇帝直轄領とされ、上級荘園領主はポールハイム家であった点も(三六〇頁跋)、よく似ている。なお同家が両上級荘園の質権領主となったのは、ちょうどシエルフリング町条例発布の直前であった(三四〇頁・三五八頁解説)。ただし同家がここでも法域領主権としての重罪裁判権を事実上所有したか否かは明らかでない。

ところで同町条例は——上述(八三頁)のフェクラマルクト町と同様——フェクラブルック市法の影響を強く受け、町条例第六—一一一条(三五八頁)は市法(母法)第七—一二条(四三七—八頁)とほぼ同文で、母法の各条は市判事の低裁判権を明文化している。すなわちシエルフリング町の判事も低裁判権を行使したわけで、その判事は参事会および市民団とともに対外市場規制(三五九頁第八五条)などに当たっている。したがってこの判事は町判事(町長)であり、参事会とともに町政をも担当したと思われる。

他方、町条例第四条(三五八頁)は母法第一六条(四三八頁)とほぼ同文で、母法は法廷を定期市民集会 *Ehehaft-tageding* と表現している。つまりシエルフリング町の市民団は、町長の主宰する法廷(裁判集会)に立会い、判決の最終的認否権をもっていたわけである。

さらに同町条例第二条(三五八頁)はフェクラマルクト町条例(一四八九年)第二条と同文で、後者は上述(八三頁)のように町の民事裁判権と一般市民団の町長選挙権を確認する条項であった。すなわち、まずシエルフリングの町長も、参事会および市民団とともに裁判集会を開いて、民事裁判を行った。つぎにその裁判集会で町長・参事会が無能を露呈すると、市民団が新町長を選び、参事会員の入れ替えにも参加した。さらにその選任結果は自動的に領主の承認を得たわけで、同町は市民参加の自治を、かなり大幅に公認されていた。

モントゼー *Mondsee* (15) 同町は右のシエルフリング町の南西二〇キロ余、フェクラブルック市の南西二十数キロに位置する。モントゼー湖の北西岸に臨み、ハウスルック県の南西端に近い。同町については、史料集(O.W.)に条例の収録がなく、

詳細は不明であるが、同町域を含む法域の法令から町制をうかがうことができる。その法域はウイルデネック Wildeneck と呼ばれ、一四世紀後半に成立して、一五〇六年オーストリア公兼皇帝（マクシミリアン一世）の直轄領となった（ÖW 一四の五六〇頁解説）。当面の法令は、同法域がバイエルン公の直轄地であった時代（一四七四年）の『ルードウィヒ九世公よりウイルデネック代官への通達』で、その第二三条（五六五―六頁）に裁判集会の構成が記されている。条文の主旨は、刑事犯が管区役員に引渡されたばあい、集会には代官と法廷書記が臨席し、さらに都市の参事会から二人の参事会員が臨席する、ということである。ちなみにこの管区役員 Amtmann は荘官 Fronbote とも呼ばれ（第七条）、代官とともに流血事犯すなわち傷害もしくはそれ以上の重罪を裁く権限をもっていた（第三四条）。また代官 Pfleger は、この通達 Instruktion の名宛人でペルクハウザー Perckhauser と言ふ（五六〇頁序）、法域裁判集会の議長（裁判長）だったらしく（第六条）、その代理人は判事 Richter と呼ばれた（第三四条）。おそらくこの代官は、じつはこの法域の副領主であり、管区役員（荘官）は正領主（バイエルン公）の代理人だったと思われる。そして法域裁判集会における重罪裁判の裁判長は代官ペルクハウザーで、低裁判法廷の裁判長は管区役員であったと判断される。当面の第二三条はこの低裁判法廷の構成を定めたもので、重罪を裁く最高法廷（法域裁判集会）の臨席者は定員四名、定足数一五名という多人数である（第六条）。

ところで最高法廷の臨席者四名は、裁判長（代官）と判決原案答申者 Urteiler 四〇名で（第六条）、後者はいわゆるシエッフエン Schöffen（陪席判事）である。これに対して低裁判法廷（第二三条）の臨席者のうち二名の都市参事会員は、シエッフエンの役割をつとめたと思われる。したがって最高法廷に臨席した陪席判事の中にも、当然、都市参事会員が若干はいっていたであろう。

さて右の参事会員二名は「当地の諸市 Städte ないし町々 Märkte の参事会から二人」となっている。市（シユタット）と町（マルクト）を法制上峻別するのはオーストリアの特色で、バイエルンではその区別はやや緩かなので、『通達』の「諸市ないし町々」は、オーストリア法では「町々」だけでよい。そしてウイルデネック法域内の町々といえは、モントゼーと、そ

の東南十数キロにあるザンクト・ウォルフガング *Sankt Wolfgang im Salzkammergut* である(五六〇頁解説、『歴史地名』塊一の一〇四―五頁)。なかでもモントゼー町は法域法廷所在地(裁判集会開催地)として重要だったから(同解説)、『通達』第二三条の都市参事会代表には、確実に同町の参事会員が含まれたと思われる。

それゆえ当時(一四七四年)モントゼー町に参事会(ラート)が備わっていたことは確かであるが、それ以上に詳しい町政組織はわからない。

五 イン県の町々

上オーストリア州の西南部を占めるイン *Inn* 県は、ドナウ支流イン川の東岸に沿い、一一五六年オーストリア公領がバイエルン公領から分離独立した後も、なお数百年の間バイエルン公領に属した。しかしウィーン会議の成功で旧ドイツ皇帝ハプスブルク家の君臨するオーストリア「帝国」が国際的地位を固めた一八一六年までには、現イン県の全域がオーストリア領に編入された。同県でも六町に参事会の存在が確認される。

オーベルンベルク *Oberberg* (1) 同町はイン川東岸にあり、イン・ドナウ合流点(パッサウ市)から南に直線距離約三〇キロ、上オーストリア州都リンツの西方約七〇キロに位置する。同町および下記(九二頁)のマウアーキルヘン町を包含するマウアーキルヘン法域は、一五世紀末いらい名目的には存在したが(*Ow* 一五の四九頁解説)、実際にはオーベルンベルク地域が独立してマウアーキルヘン法域から分かれ、前者にはパッサウ司教が、残った法域主要部にはバイエルン公が、それぞれ事実上の法域領主として臨んだ(五六頁、六一頁各解説)。そこで一五〇一年の条例はパッサウ司教の布告の形をとっている(六二頁序)。また条文の中でも、重罪以下すべての事犯の罰金は司教に帰し(第二条)、年三回の年市前後の重罪はやはり司教の代官 *Vizedom, vitzhum* によって裁かれた(第三条)。ただし年市前後各九日間の低裁判権は町(市民)に属した(同条)。なお町判

事(町長)は日常的にも裁判を行なったが(第五条)、その所管事項の詳細はわからない。

町の役員は、右の町長のほか、参事会員および管区役員 Amtleute (通称は市門監 Torwarte, torwertl) で、いずれも市民によって選任された(第一条)。またその選任は、結果を代官 Pfleger (右のヴィツェドームと同一か)に報告するだけで足り、市民の自主権が尊重された(同条)。さらに市民は年四回の定期住民集会を開き、一般市民団 Gemein(de)として町の重要案件を審議 betrachten した(第四条)。

アルトハイム Altheim (2) 同町は右のオーベルンベルク町の南々西約一〇キロに位置し、一五九六年の条例 Marktordnung はバイエルン公の布告の形をとっている(ÖW一五の三頁序)。すなわち同町は上記(前頁)のマウアーキルヘン法域(北部のオーベルンベルク地域が分離独立した残りの主要部分)に属し、バイエルン公が自から法域領主を兼ねていた(同頁解説)。したがって最高裁判権(重罪裁判権)は当然バイエルン公に帰したと思われるが、条例からは具体的な権限はわからない。また町の自治権の大小も不明であるが、ただ役員の構成から町長・参事会の権限が大きかったことが、うかがわれる。

その役員としては、まず町長に相当する財務官 Kämmerer は、おそらく荘官に由来する名称で、それを含む参事会員四名と、一般市民団代表四人委員がおもな役員で(四頁第一条以下)、四人委員が参事会を補佐したようである。それは参事会員と四人委員とが揃って領邦君主(公)の代官 Hauptmann の前で宣誓をしたこと(第二条後段)から推測できる。しかし同時に四人委員は「一般市民団 Gemein(de)代表」だった以上、参事会を監視する役割をも負ったと思われる。つまり同町の参事会は、四人委員の補佐を必要とするほど幅広い権限をもち、かつ四人委員の監視を要するほど強大な権力をもったと思われる。それはまた同町の自治権の高さをも想わせるわけである。

ところでこの条例は町役員の選任規定を主とし、第一条は参事会員選任の手続きに当てられる。それによれば参事会と四人委員が互いに相手側から一人ずつの選定委員を指名し、この二人と参事会とが一般市民団からもう一人の選定委員を指名して、その三人が新参事会員を選定した。第二条では参事会が四人委員を選定すると定め、第三条では町長は参事会員の互選に

よること、および以上の選定結果を住民集会で公表することを規定している。なお新参事会員は公表に先立って代官の認証を受けたが(第一条後段)、町の自主性は十分認められていたようである。それとともに町の中では一般市民団の発言権が、不十分ながらも、いちおう認められていたと判断される。

リート Ried im Innkreis (3) 同町は右のアルトハイム町の東二〇キロ近くに位置し、一五三九年の条例では町とされたが、一八五七年、市に昇格した(OV 一五の七一頁解説)。同条例もバイエルン公の布告 Verordnung の形をとるが、それは同町が公の直轄法域マウアーキルヘン主要部(上述八八頁)に属したためと思われる(OV 第一五巻目次参照)。

この条例も町役員の選任規定を主とし、まず参事会員七名の選任手続きを定めている(七二頁一五行目以下)。それは参事会および一二人委員会が互いに相手側から一人ずつ、双方共同で一般市民団から一人、計三人の選定委員を指名し、この三選定委員が参事会員を選任した。そしてこの新参事会員の名簿はミュンヘンのバイエルン公のもとに送られ、公の認証を受けた。つぎに一二人委員は一般市民団の代表とされ(同一七行目)、参事会によって一般市民の中から選ばれたが(同三四行目以下)、その結果は領邦君主(公)の代官 Hauptmann の認証を受けた。さらに以上一九名の選任は、住民集会で公表された(七三頁)。

さいごに「市長(町長) Bürgermeister が置かれていない代り」に置かれた町の判事は、参事会・一二人委員会から一人ずつ互選された(七三頁四五行目以下)。なお参事会出身の判事(町長)は任期一年とされ、一二人委員出身の判事は一般市民団からの任命をも受ける、と規定されている(七四頁二行目以下)。

同町は、のちに市に昇格するほど栄えていたので、自治権も高かったと思われるが、この条例には逆にバイエルン公への納税義務が記されているだけである(七四頁六行目以下)。しかし参事会が内院(上院)参事会 Innerer Rat と呼ばれた所から(七二頁三七行目等)、一二人委員会は外院(下院)参事会と見なされた、と推測できる。それはまず同町の自治行政が一九人も役員を必要とするほど多くの所管事項をかかえていたこと、したがって自治権もかなり高かったことを、想像させる。他方、外院参事会に相当する一二人委員会は、内院参事会にたいして、監視機関ではなくて、単なる補助機関だったと思われる。

一般市民団の代表としての性格を失っていたように見える。しかし二人委員会出身の判事(第二町長)が一般市民団による上述の任命 *verordnen* という手続きをへて就任した点から見て、市民団の発言権はいちおう保障されていたと言えよう。

マウアーキルヘン *Mauerkirchen* (4) 同町は右のリート町(市)の西約二五キロ、アルトハイム町の南々西一〇キロ近くに位置する。史料集(ÖW 第一五卷)にはバイエルン公布『町域 *Burgfried* 認可状』(一五四九年)が収められ、同町は直轄法域 *fürstliches Landgericht* 内にある直轄の荘園 *Urbarsgrund* とされながら、他方、町法廷管区 *Marktgericht* であり(半)自治町域 *Burgfried* であると認められている(五九頁二三—三〇行目)。

町域はせいぜい半径一キロ程度と思われ、認可状中の境界柱の第一は、ワーゼン *Wasen*, *Wasn* 村(同町現市街中央部から東北東二キロ余の部落)へ行く道に沿い、第二の柱はシュピッツェンベルク(同じく東方二キロ)への道の傍に建てられていた(五七頁)。また第七から第八の柱の間の境界線の途中には、ライヒドルフ *Reichsdorf* 村(同南方二キロ)へ行く小径があった(五八頁)。なお同町の市民に農家ないし兼業農家が多かったことは、下記の農事犯規定からわかる。

町域内の犯罪のうち重罪およびおそらく傷害罪は、バイエルン公またはその代官 *Pfleger*, *Richter* などによって裁かれたが(六〇頁)、それは公が法域領主を兼ねたからである。なお同町がマウアーキルヘン法域に属し、同法域の大部分がバイエルン公直属の、いわば狭義のマウアーキルヘン法域を成したことは、上述(八八頁)の通りである。

これに対して町の財務官(町長)と参事会は、盗み作り *Überackern* (他人の畑を勝手に耕作すること)などの農事犯罪を裁いたが、それには代官も臨席した(五九—六〇頁)。したがって同町の自治権は低裁判権の一部に限られていたが、条文中の「そのような事犯」という表現(六〇頁五行目)は、農事犯と同じ程度の他の軽罪をもさす、と考えてよい。

農事犯の罰金額は、同じ法域内のラープ *Raap* 荘(のち町に昇格)『荘園法』(一五〇〇年頃)では、作付表示標の破損が七二ペンスだった(六八頁第二〇条)。

なおこの町域認可を請願した主体は「財務官・参事会ならびに一般市民団」と記され(五七頁)、一般市民団が権利主体とし

て公認されていた。それは当然、住民集会に拠る一般市民の参政権を前提としていたであろう。

ただし右に一般市民団と訳したゲマイネないしゲマインデ *Gemein(de) gemain* が、むしろ町当局を主体とする自治体の意味にすぎない、という可能性はある。しかし同じイン県で、上述のオーベルンベルク町では一般市民団の審議権が認められ、さらに同じ県の同じバイエルン公直轄法域の、アルトハイム町とリート町でも、一般市民団は当局に対して多少とも自立的な性格を備えていた。それゆえマウアーキルヘンでもゲマイネが町当局とは区別された一般市民団であった、と考えてもよいと思われる。なおこの点は下記のウツテンドルフ町・マッティヒホーフエン町についても同様である。

ウツテンドルフ *Utendorf* (5) 同町は右のマウアーキルヘン町の南わずか三キロほど離れているだけで、時には隣接地区の名をとってヘルプファウ *Helpfau* 町とも呼ばれ (*ÖW* 一五の一一三頁解説)、現在ヘルプファウ・ウツテンドルフと呼ばれている。その『町自治権確認状』*Bestätigung der Marktfreiheiten* (一五三四年)は、バイエルン公から同町の請願 *Gesuch* (一六頁以下)に答えて下附された。その『確認状』の第二条 (一二二頁)によれば、重罪および一般の刑事犯を裁くのはバイエルン公の代官 *Pfleger, Richter*で、町当局 (財務官 || 町長と参事会) は民事裁判権と警察権を認められたにすぎない。

この町長 (財務官)・参事会と並んで、一般市民団 *Gemein(de)* が右の請願書に請願者として名乗りをあげ (一一七頁序)、『確認状』にもそれが認められている (一二二頁序)。また請願書中の条例案に「一般市民団が召集されて意見を求められ、その大多数者が合意したら、それは採択 *vernehmen, furnemen* されるべきである」と記され (一二〇頁第三八条)、同町に一般市民の参政権を認める法慣行があったことを物語っている。さらにその草案の同じ条項には、市民集会で少数派が採択事項にあくまでも反対したら町当局から罰金を科される、と附記し、採択の法的効力を確認している。

ウツテンドルフ町は同名の上級荘園 (ヘルシャフト) に属したが、同荘園はさらにブラウナウ *Braunau* 法域に属した (一〇七頁解説)。同町におけるバイエルン公の重罪裁判権は、この法域の領主としての権限に由来したわけである。

マッティヒホーフエン *Mattighofen* (6) 同町は右のウツテンドルフ町の南々東五キロ足らずに位置し、イン川の支流マッ

ティヒ川の左岸（西岸）に臨む。一五三〇年の『町法廷規則』*Marktgerichtsordnung* は、オルテンブルク *Ortenburg* 伯の布告の形をとる（*OW* 一五の四一頁序）。それは同町がフリードブルク *Friedburg* 法域内のマッティヒホーフェン上級荘園に属し、法域領主はバイエルン公、荘園領主は一五一七年から一六〇二年まで右のオルテンブルク伯だったからである（二六頁、四〇頁各解説）。そして同伯から上級荘園領主権を買戻したバイエルン公は、一六〇三年『町法廷規則確認 *Bestätigung* 状』を發布した（四三頁序）。

その伯布告および公『確認状』の各第二条（四一頁、四三頁）によれば、同町当局（町法廷）は低裁判権を、あるいは少なくともその一部を、もっていた。すなわち流血等の事犯を除く犯罪については、町の財務官（町長）と参事会が罰金を徴収する権限を認められていた。これに対して最高裁判権（重罪裁判権）は当然、法域領主としてのバイエルン公に帰したと思われる。そして上級荘園領主 *Oberherr* としてのオルテンブルク伯は、町法廷の判決にたいする上告 *sich berufen, weigern* を審理した（四二頁末尾）。なおこの上告審理権は、『確認状』ではそのままバイエルン公が引継いでいる（四四頁附属条項）。

町当局は、低裁判権のほか、秤・枘の検査権（両文書第五条）などを持ち、また市民が納める地租の半ばを取得した（同第六条）。なお地租の残り半分は救貧病院 *Spial* の費用にあてられた（同）。

町当局に対して一般市民団（ゲマイネ）は伯布告に町の裁判権の主体の一つとして認められている。すなわち一五三〇年の伯布告の序文に「町財務管区 *Kammer* の町財務官（町長）・参事会と一般市民団に犯罪を……処罰し罰金徴収することを認可した」と述べている。またそれを承けて『確認状』は、布告の相手をゲマイネ *gnain* としているが（序）、これは町当局と一般市民団を一括した表現と見てよい。

以上、上オーストリア州の小都市「町」のうち、参事会を備えた四九町を通覧して、とくに気づいた点を、つぎに記しておこう。

町の矮小性 上オーストリア州は面積一一、九八一平方キロで、わが長野県より少し狭く、人口は一九〇〇年の統計で八一万余であった。⁽²⁹⁾そこに一七世紀すでに一四の市(シュタット)があつて、さらに七〇を超える町(マルクト)があつたわけだ、これら町々の規模の小ささは、ことのほかと言ふべきであろう。

ただし注(16)に記すように、グライン・シュワンス両町は、史料集所収の各条例成立後、一七世紀までに市に昇格し、イェン県のリート町も一七世紀に昇格した。これら三町はやや大きかったと言えようが、そのほかロールバッハ・オッテンスハイム・聖フロリアン・アシャツハ・ポイアーバッハ・オッフエンハウゼンの六町も、やや大きかったようである。

しかし他の町々は微小都市とも言うべく、下ミュール県のケーニヒスウィーゼン町のごときは、市民(市民権所有者)わずか三〇人前後であつた。ヨーロッパの中世都市の人口がいかに少なかったとはいへ、⁽³⁰⁾この数字は一驚にあたいする。

しかし、さらに驚くべきは、このような微小都市にも多くのばあい参事会が備わっていたことで、上ミュール県のレオンフエルデン町やトラウン県のエーベルスベルク町では、一五世紀前半の条例に早くも参事会が登場したわけである。他方シュタイルレック町 Steirerg (下ミュール県)は、一五〇〇年頃には市に昇格したほど栄えたにもかかわらず、一四八一年の条例(Ow 一二の六五六頁以下)には参事会がなく、それに相当する四人委員会が置かれていたにすぎない。してみれば、これまで参事会の存在を「有力な自治都市」の目印にしてきた学界の通念は、きびしく問い直さなければなるまい。

微小都市の自治権の高さ 右に挙げた最小都市ケーニヒスウィーゼン町は、一六世紀中頃、国家主権の最も顕著な属性「最

「高裁判権」を事実上もっていたと推定され、すくなくとも重罪裁判権の印「杖と絞首台」を備えていた。そのほかノイフェルデン町（上ミュール県）と特にマウタウゼン町（下ミュール県）は最高裁判権をほぼ完全にもち、ワルタウゼン町（同）およびガルスバッハ・オッフエンハウゼン・フランケンマルクト三町（ハウスルック県）も、最高裁判権の一部を享有した。そのほか捕えた犯人を「帯で縛って」法域領主側に引渡すという象徴的法手続きによって町の最高裁判権への主張を表示し、かつ少なくとも、この主張という事実を領主に認めさせた事例が、下ミュール県のツェル町をはじめ七例に及ぶ。こうして計一四の町々が最高裁判権を多少とも享有したが、そのほか上級莊園（ヘルシャフト）の領主権に等しい低裁判権をもつ町が九例を数え、それに準ずるものを入れると一六にも達する。——そもそも「国家の中の国家」といわれる領邦の内部に、さらに多くは独立の最高裁判区すなわちミニ国家とも言うべき「法域」が多数あるという事実（本稿注(20)）は、一般的なドイツ中世史像を破壊するものと言えよう。しかもその法域の内部に、もっと狭小な準独立最高裁判権区たる「町」がしばしば存在したのは、驚きのほかあるまい。

ともあれ合計三〇の町が、その多くは微小都市であるにもかかわらず、かなり高度の自治権をもっていたわけである。ただし低裁判権を持つもののうち二町は一七世紀までに市に昇格したが、逆に、それ以下の微小都市で、この二町と同程度どころか、それを遙かに超える高い権限をもつ事例が、かなり多かつた。してみれば、都市の自治権の高さは、かならずしも規模の大小には依らなかつたわけで、この点からも都市史研究上の通念は再検討を要し、小都市の自治権がむしろ有力都市のその原型だったと考えるべきかもしれない。

一般市民団の発言権 ここに取上げた都市はいずれも小規模なので、参事会員と一般市民との階層的な違いが大きかったとは考えにくい。その意味では、小都市で一般市民団の発言権ないし参政権が検出されるのは、当然といえ、その通りである。しかし、この点でも小都市の慣行が有力都市にとっての原型と考えるならば、その意義はけっして軽視できまい。とりわけ、重罪の初審権を持って最高裁判権を領主と分有したワルタウゼン町で、一般市民団が法域法廷においてさえ、判決等の原

案に三度び賛否を表明し、修正権すら持った事實は、とくに注目にあたいする。それは住民集会に参加した一般市民の権利の大きさを如実に示しているからである。しかもワルタウゼン町の一般市民団の、この議決権は、住民集会が裁判集会という意味でディングと呼ばれる限り、他の町や村でも原理的に同様であった。

そして二〇前後の村々と一—三程度の町とを包摂する法域でも、法域法廷すなわち最高裁判集會に出席した農民（富農）や市民は、しばしば実質的に審議に加わった。拙著（三一〇—二頁）に実例として中部ドイツの一法域ラウターバッハの判告（一三四一年）を挙げたが、上オーストリア州トラウン県のシュピタル法域の判告（一五三二年）でフーフエ保有農民が法域裁判集會への出席義務を負うとされたのも、かかる標準的農民（富農）が議決権をもったからであろう（拙著三八七頁）。

ところで完全自治都市は、このような最高裁判権すなわち法域裁判権をもったからには、その最高法廷が市民集會の形をとるのは、中・近世のドイツ社会全体から見て、当然のことであった。前述のようにケルンの一般市民が市の重要集會に参加したのは、その表れである。⁽⁸¹⁾上オーストリアの完全自治都市フェクラブルックで一般市民が裁判集會に参加する義務と権利を持ったのも（本稿四九頁、八六頁）、かれらの議決権が前提になっていたと判断される。

このように見てくると、プラーニッツがドイツ中世都市の自治権の獲得も運営も大商人の主導のもとになされたと主張したのは、きわめて皮相的な見解だったと評せざるを得ない。また自治権の獲得が市民共同体によったと説いたマウラーも、自治の運営が特権市民層に独占された時代があると見たが、それも一時期の現象への過大評価だったと言つてよい。要するに参事會に拠つた上層市民と、市民集會に参加する一般市民とは、対立するよりは、むしろ協力して市政を運営する側面の方が強かつたと思われるのである。

市民の階級的 성격 それでは中世（および近世）のドイツ都市で、広く参事會員の上層市民と一般市民との共存ないし協力の關係が存したのは、なぜか。——それは拙著に強調したように中堅以上の市民は、標準的農民たる富農と同じく、下人（ゲジンデ）という名の奴隸を使役する家父長的な支配階級を構成し、市民の間の階層差は、かかる市民の階級的共通性を損うも

のではなかったからである。

すなわち、まず家父長権の対外的発動の個人的形態としての「家宅侵入者斬捨て」権は、シエンケンフェルデン町（上ミューール県）・ペルク町（下ミューール県）に認められ、グリースキルヘン市ではその変形「斬付け」権が検出される（拙著三七三頁以下）。また家父長権の集団的発動形態としての「私戦」権は、代表的都市ケルンにおける上記の市民集会の重要決議事項に盛り込まれており（拙著二五四頁以下）、本稿に紹介したアシャツハ町条例からも、うかがわれる（拙著三八一頁）。

農民・市民的家父長権が対内的に表われたのが下人懲罰権で、それは即ち下人が奴隷にほかならなかったことを現わす。その典型として拙著（三九九頁以下）に詳述したのが、一六世紀後半のシュタイル大荘園（トラウン県）の『荘民法』第七条で、それは農民・市民の下人手討ち（私死刑）権を前提とする条文である。さらに上オーストリアに隣るパッサウ市の一三〇〇年の市法では、市民は下人を懲戒して殺してもよい、と明記されている。⁽³²⁾ それゆえフライシュタット市法（一四四〇年）に、市民は自家の下人や子女を懲戒（リヒテン）してもよい、とあるのも、同市の市長が家父長的奴隷支配者だったことの明証である（拙著四〇四頁）。ちなみに、リヒテン richten ということばは、右のシュタイル『荘民法』第七条にも、懲戒の意味で用いられているが、この語は普通「裁判」を意味する。すなわち農民・市民による下人等の懲戒は、家の中での私的な裁判にほかならず、農民・市民的家父長は自家で、死刑を含む重罪裁判・行刑権をもっていたことになる。そして微小都市がしばしば最高度に近い裁判権を享有したのも、都市が家父長的奴隷支配者の集団としての性格をもったからであろう（拙著三九二頁参照）。

附記 一 右にのべた中・近世ドイツの農民・市民的家父長の下人懲罰権の表われとして、拙著（四三三頁）には、ケーラーの研究に拠って、一八一〇年のプロシャ『下人法』第七七条・七九条を挙げた。そのさい両条が一八七二年まで存続したむね注記したが、ここに若干の補足と細部の訂正をしておきたい。

この両条を早い時期に取上げた研究者の一人、右のケーラーによれば、まず第七七条（懲罰に因る損害に対する下人の補償請求権の原理的否定）は帝国刑法典『施行法』Einführungsgesetz 第二条によって効力を失った。⁽³³⁾ また第七九条（主

人からの懲罰に対する下人の反抗権の否定)は『帝国刑法典』第五三条によって明白に廃棄 *aufheben* された⁽³⁴⁾、という。このケーラーの結論にたいして、まず『下人法』第七七条については、じつはそもそも下人が主人にたいして賠償を求めて訴訟をおこす経済的能力をもたなかった実情を考えれば、『施行法』第二条の実効は特に問題にする必要はないであろう。また『下人法』第七九条については、『刑法典』五三条の緊急避難(正当防衛)の容認⁽³⁵⁾が、はたして実際に下人にも適用され、下人の救済に役立ったか、と疑うこともできよう。ともあれケーラーが注目した右の両条が『下人法』の中でも最も非人道的で、ドイツの恥部を露出した条項であることは明かで、下人を奴隷として差別するものだったと言つてよい。

ところで『帝国刑法典』は、プロシヤを中心とする北ドイツ連邦で草案が完成し、一八七一年一月一日発効の予定だったが、ドイツ帝国の成立が同じ日になったため、帝国の称を附することとなった⁽³⁶⁾。法典が帝国全域に適用されたのは翌年であるが、プロシヤ『下人法』の右両条の失効ないし理論的「廃棄」は、形式上、一八七一年となる。なお『施行法』の発効も法典と同時に⁽³⁷⁾、プロシヤについては、やはり七一年一月一日であった⁽³⁸⁾。

附記 二 藤田幸一郎「一九世紀後半におけるマルク工業諸都市の社会層構成」(『明治学院論叢』三八五号、一九八五年)および同「一九世紀後半におけるマルク工業諸都市の結社と市民自治」(同三九六号、一九八六年)は、ドイツ都市における上層・中堅市民の結合と両階層による「支配」の伝統を明らかにしており、本稿執筆にあたって貴重な示唆を受けた。

注 (1) H. Planitz, *Die deutsche Stadt im Mittelalter*, 1954. 大商人主導説は鯖田豊之訳『中世都市成立論』(原題「一一一一二世紀の低フランケン諸都市における商人ギルドと都市誓約共同体」『ザヴィニー協会法制史学雑誌』NSRGゲルマン編GA第六〇巻、一九四〇年刊、訳書五九年刊)に明確。

(2) E. Ennen, *Die europäische Stadt des Mittelalters*, 1972, S. 7ff. 女史は共同体説の古典としてロウ G.v. Below (主著 *Der Ursprung der deutschen Stadtverfassung*, 1892) を挙げるが (S. 12) 代表的古典は下記のマウラー『序説』である。

(3) G.v. Maurer, Einleitung zur Geschichte der Mark, Hof, Dorf- und Stadtverfassung und der öffentlichen Gewalt, 1853. 例えば後述のゾースト市の起源を農民共同体から説明 (S. 66ff.)。

(4) Maurer, Geschichte der Städteverfassung in Deutschland, 4 Bde, 1869—71. 例えばケルン市の門閥形成 (II, S. 734ff.)、シ
ンフト鬭争一般 (S. 604ff.)。

(5) Planitz, Deutsche Stadt, S. 325ff.

(6) とくに後述の有力都市ニュルンベルク市やリニューベック市を例示 (Ibid., S. 330f.)。

(7) 拙著『西欧封建社会の比較的研究』増訂版 (一九八四年刊)。

(8) GW, II, S. 623f.; Andernach 拙稿「西南ドイツの中世都市——グリム『村法類』より」(都立大学『人文学報』一四一号、一
九八〇年)一〇〇頁以下。

(9) ケルン市の後述一一六九年文書『ウィッツィヒ法廷(裁判集会)判告』Weishum über das Wirziggedinge zu Cöln (Köln),
GW, II, S. 741ff. の分析は前注(8)の拙稿七六頁以下。

(10) 前掲拙著三一〇頁、三八八頁各以下。

(11) 上注(9)に示した拙稿論及箇所を参照。市法(判告)の冒頭部分(GW 二の七四一頁)に「一般市民による認識 *notitia* のた
め「議題が」告げられるよう余(ケルン大司教兼都市領主)は望む」とある。

(12) プラーニッツ前掲原著一四四頁に、リューベック市(後述)の市民集会是ゾースト・ケルン法の枠内でワイストゥーム(集会立
法)権をもった、と述べている。ただし彼にはワイストゥーム(町村法類)に関する知識が不足し、住民集会和その決定(ワイスト
ゥーム)の重要性に気づかなかつた。

(13) 『ゾースト市精選古法』Antiqua et electa Susatensis oppidi iusticia は例えばゲングラー H. Gengler 編『中世ドイツ都市法
集』Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, 1866, S. 441ff. 所収。その第一条に「一般市民団(ユニヴェルシタース)はゾースト
Susatt 市 oppidum (町または市)の古来の精選された法を「以下のごとく」聞き知るハムヤなる」とある。

(14) Detmar-Chronik, in: Chroniken der deutschen Städte, vom 14. bis ins 16. Jahrhundert, XIX, 1884, herausg. von K.
Koppmann, S. 20f., c. 69.

(15) プラーニッツ前掲原著一四三頁、同注(21)。なお上注(12)参照。

(16) 下記四市のほか、トラウン県(後述)のエンズ Enns (オーストリア最古の市法兼自治権 Stadtrecht 享有都市)・シェタイ
Steyr (初期の上オーストリア州都)・グムンデン Gmunden 三市、ハウスルック県(同)のリンツ Linz (州都)・ウェルス Wels 二

市は、一六〇〇年頃までに完全自治都市となった。なおこの五市と、本文に記したフライシュタット・フェクラブルック二市とは、領邦君主オーストリア公から最高裁判権を与えられたので、エンス以西州（上オーストリア州）領邦七市 *Sieben landesfürstliche Städte im Lande ob der Enns* と呼ばれ、中世末期から一七世紀初め頃まで七市同盟 *Verband* を結成していた（ÖW 一四の四三五頁フェクラブルック市の項解説）。——拙稿「ドイツの法域」（『人文学報』一五四号、一九八二年、一八〇頁注（8））の「七市」の数え方に誤りがあったが、服部良久氏の私信によるご教示にもとづいて、本稿のように訂正したい。

そのほかイン県（後述）のブラウナウ *Braunau am Inn* は、一四世紀にバイエルン公から当時の重要都市ブルクハウゼン *Burg-hausen*（イン支流ザルツァハ *Salzach* 左岸＝西岸）と同じ都市法（自治権）を与えられたという（『歴史地名便覧』*Handbuch der historischen Stätten Österreich* 一の二五頁）。同じバイエルン公領だった下記シエルディングが一七世紀に最高裁判権を与えられた所から見て、ブラウナウ市もその間に完全自治都市になったと思われる。

本文にあげた一四市のうち、シュタイレック・グライン（下ミュール県）・シュワンス（市としてはシュワーネンシュタットで、ハウスルック県内）三市は、史料集（ÖW）所収の条例が「町」時代に制定されたので、後述の各県「町々」の参事会設置事例などの中で扱う。なおエーファーディング *Eferding* は一三世紀に市になったが、自治権の高さは不詳（『歴史地名』同二九頁）。

ちなみに現西ドイツおよびスイスでは、市（シュタット）と町（マルクトまたはフレッケン *Flecken*）の区別は不明確であるが、オーストリア（イン県を含む）では領邦君主がシュタットとマルクトを峻別する政策をとった。

(17) 「中・近世における南ドイツ都市の自治権と社会構造」（『人文学報』九七号、一九七四年）二九頁以下。

(18) 拙著二七五頁、三〇九頁以下、および拙稿「神の平和運動とドイツ農民の私戦慣行」（『歴史学研究』五四七号、一九八五年）二〇頁参照。

(19) *Die Chroniken der deutschen Städte, XXIV, Soest und Duisburg*——上注（14）参照——編者（イルゲン *Ilgen* 等）序論一〇五頁注（1）。

(20) 法域とはラント・ゲリヒト *Landgericht* の試訳で、農民・市民を被告ないし両当事者とする事件に関する最高裁判所（じつは裁判集会）の管轄区域をさす。その広さは二〇前後の村々を含み、郷 *Goh, Gau* とも呼ばれる。法域領主は、上オーストリアでは大半が地方領主（修道院を含む）で、オーストリア公直轄の法域は、後述のように数個にすぎない。しかし法域は、その内部でいちおう司法体系が完結するという意味で、ミニ国家と見てよい。なお前掲拙稿「ドイツの法域」および本稿後述（六三―四頁）法域裁判集会の実例を参照。

(21) リヒテンシュタイン家は、一六世紀の数十年間、シュタイレック *Steyregg* 市（下ミュール県西南部＝リンツ市対岸の半自治都

市——本文九四頁）を含むシュタイレック法域の領主権を得て、一段上の領主となったことがある（OW 一二の六五六頁編注）。同家はのちにスイス・オーストリア（ティロル州）間の小領邦を買取って、領邦君主オーストリア公から独立した。それがさらに格上げになったのが、現在の小独立国リヒテンシュタイン侯国 Fürstentum である。なお同侯国の面積一五九平方キロは、上オーストリア州内の法域の平均面積にほぼ等しい。

(22) この儀式の全容は下記（六九頁）アシュバツハ町条例に、その効果の一例は下記（七〇頁）ウイムスバツハ町条例（予審権の留保）に見える。

(23) 前掲拙著三八九頁。

(24) 同上三八九—九〇頁。

(25) オーストリアの中世末期頃の貨幣単位は、ドランジエル Ph. Dollinger 『バイエルン農民諸階層の形成』 Evolution des classes rurales en Bavière（一九四九年刊、一六八頁）によれば、三〇ペンズ Pfennig が一シリング Schilling に数えられ、八シリング（すなわち二四〇ペンズ）が一ポンドで、ポンド（タレントウム、リーブラ）は西ドイツ方面とほぼ等価であった。グルデン Gulden は、フローリン fl., Florin という表記の通り、フロレンス（フィレンツェ）系統の貨幣単位であるが、下記ウイムスバツハ町第一条例五二条（四三七頁）を見ると、ほぼポンドと等価もしくはやや高い程度のものである。すなわち同条では、禁漁・禁猟区での違反にたいする罰金が「初犯一ポンド、再犯二ポンド、三犯目四グルデン、四犯目一〇グルデン」となっている。なおヴェニス系のドゥカーテン Dukaten（東ローマのドゥカス Dukas 王朝に由来）はポンドの約四倍に相当した（マイヤー『日用百科』（縮刷版）Meyers Kl. Konversationslexikon の Dukaten, Münze, Mark 諸項参照）。

ちなみにペンズ貨は、オーストリアでも西ドイツ方面でも、一六世紀頃までは銀貨で、鶏一羽の値段は二ないし六ペンズであった。すなわち下記（七一頁）のウインディッシュガルステン町関係の一九九二年の史料（OW 一三の二二四頁三二条末）では一羽六ペンズ denarii とされ、後述（九七頁）の一六世紀後半のシュタイル荘園『荘民法』一七条（同巻二七三頁）では一羽二ペンズに換算されている。

(26) 町法廷の名称フォークト・ターゲディングのフォークト（ラテン語アドヴォカートウス advocatus）は、直訳すれば司法代理人（代理官）で、一般には教会領の裁判権を委任された俗人大領主をさすと言われる。しかし町村法類ではむしろ教・俗双方の領主の代官の意味で使われる。リューベックがまだ半自治都市だった時代の市法廷の長（市判事）がアドヴォカートウスと呼ばれ、ザクセン公から任命された（プラーニッツ前掲書一四四頁）というのも「フォークトリ代官」のケースであった。しかし例えば前述のゾースト市（リューベックの市法上の母市）は、一二七九年フォークト権 Vogtei を取得して郷 Goh, Gau 裁判権すなわち法域裁判権を

獲得した(『歴史地名』独 Deutschland 三の六九五頁)。それは同市がケルン大司教から完全に独立したことを意味し、フオークト相当職が市民によって占められるに至ったことになる。

同様にアシャツハ町の町法廷がフオークト法廷(裁判集会)と呼ばれたのは、長町(町判事)が代官としてのフオークトの権限を引継いだためと考えられる。——上述(五三頁)ハズラツハ町長による代官(法域判事)職継承の事例を参照。

(27) 下記(七七頁)のようにハーク町条例第二〇条によれば、ラント・シュトイアー Land(es)steuer は、州議會 Landtag の同意を得て上級莊園領主(法域領主の兼帯)が総額を査定した。それゆえ、このばあいラント・シュトイアーは「州」税の意味である。なお同税は町民間で内部査定(割当て)をした後、同領主が徴収し、州の領主(オーストリア大公ハプスブルク家)に納めた。他方、本文のガルスパツハ町条例では、上級莊園(ヘルシャフト)の領主ガイマン家がラント・シュトイアーを収取 einnehmen し、自己の所得としている(一〇頁一二条)。しかし「全ラントにおいて本税が引上げられない限り増額できない」という但し書きから見て、このラントは莊園ではなくて、上位の法域もしくは更に上位の州をさした、と考えられる。そこで本稿では、史料集の索引(ÖW 第一六卷)に従って「州税」と訳しておいた。

ちなみに前述(四八頁)のグリースキルヘン市法(一六二三年)にもラント・シュトイアーが見えるが、それを収取したのは、旧法域領主で当時は単なる宗主だったポールハイム家である(ÖW 一四の六一頁一三条末)。それゆえ、このばあいラントは法域(ラント・ゲリヒト)の意味であり、ラント・シュトイアーは、右の索引では州税とされているが、正しくは法域税と訳すべきである。

また前述(五三―四頁)のザルラインスバツハ町でも、上級莊園(ヘルシャフト)の領主シュプリンツェンシュタイン家は、ラント・シュトイアー徴収権をもっていた(ÖW 一二の一三二頁四五条)。これと並んで下級莊園(グルントヘルシャフト)の領主シェフテンベルク家も、年額一六グルデンのシュトイアー徴収権をもち、ただラント・シュトイアー増徴の年は後者の権利を行使できない定めであった(同条)。このラント・シュトイアーは(索引に従えば州税であるが)、下級莊園領主の徴収する地代にすぎない「シュトイアー」と部分的に競合する点から、むしろ上級莊園地代であり、せいぜい法域税と訳すべきであろう。すなわち、このばあいラントは法域ないし上級莊園(ヘルシャフト)をさす、と考えるほうが合理的であり、シュトイアーが必ずしも公的な「租税」ではなく、私的な地代にすぎない事例もあったわけである。

要するにラント・シュトイアーは、かならずしも常に「州税」ないし領邦税を意味せず、法域税や、ときには上級莊園地代をもさした、と言つてよい。

なおラント・シュトイアーの額は、前述のグリースキルヘン市法では年額一五〇グルデンであったが、これは市民一人当たり一グ

ルデン（ほぼ八シリング）に相当したと見ることが出来る。そうすると本文のガルスパッハ町の市民一人当たり五シリングという額は、同町の経済力がやや劣るとして、グリースキルヘン市民の負担額とほぼ均り合う、と言えよう。したがって索引で後者の住民（インロイテ）をミーター Mierer すなわち借家人ないし寄寓者と同一視しているのは、正しくないと思われる。

(28) 拇指捧による拷問の例は、オーストリア公（兼皇帝）の直轄地レーガウ Regau 管区（フェクラブルック市東南郊）の『上レーガウ定期裁判集会』判告（一六三四年）第二三条（ÖW 一四の四三三頁）に見える。ここでは重罪犯人を管区役員（村長ないし代官）が捕えたばあい、拇指捧で痛めつけ brechen, brienen させ、罪状が明白になったら犯人を公（皇帝）の総督 Vizedom——上記（七七頁）のラント・ハウプトマンと同一か——に引渡した。すなわちこの拷問は重罪犯人の自白を強制するものであり、フランケンマルクト町長がこの拷問をくわえたのは、重罪裁判の初審もしくは予審の権限を行使したことになる。

ちなみに上レーガウ管区 Amt（村）の管区役員（アムト・マン）が領主（オーストリア公）の代官か、あるいは村民代表（村長）か、という疑問には、右の判告からは答えられない。いちおう参考になるのは、同じくオーストリア公の直轄荘園シュタイル所属のモルン村の管区役員が、準公選制によって村民から選ばれた例であろう（ÖW 一三の二九七頁以下）。すなわち一六世紀後半の『モルン Molln 管区裁判集会』判告第六条によれば、上級荘園（ヘルシャフト）シュタイル全体の住民を代表する四人と、モルン村民が指名した四人との、計八人の中から一人を、村民団 Gemeinde, gemain が選出した。そしてこの管区役員が準重罪裁判権を行使したが（同第一五条、拙著三九〇頁）、その地位は、代官というよりは、むしろ村長の性格が強く、したがってモルン村の自治権は、きわめて高度に達していたと言えよう。

(29) 前掲マイヤー『日用百科』（縮刷版 Kleines 一九〇八年）による。

(30) K. Beloch, Die Volkszahl als Faktor und Gradmesser der historischen Entwicklung, in: Historische Zeitschrift, CXI, 2. Heft, 1913, S. 335 によれば、中世ヨーロッパ都市の人口は、最大のヴェニス級でも一〇万、ドイツ最大のケルンは数万にすぎなかった、という。また前記『歴史地名便覧』オーストリア編第一巻によれば、上オーストリア最大の商業都市フライシュタットの市民権所有者数は、中世末期から近世初期にかけての最盛時には千以上にも達したと判断されるが、上オーストリア州都リンツの規模は、中世末期には百数十戸にすぎなかった。

(31) 一一六九年のケルン市法の主題の一つは、ケルン大司教に次いで副領主の地位にあった市長官の権限であった（前掲拙稿「西南ドイツの中世都市」七六頁参照）。

(32) 山本健「南ドイツの中世都市法にみる『市民社会』の構造」『西洋史学』一三二号、一九八三年）四七頁。

(33) W. Kähler, Gesindewesen und Gesinderecht in Deutschland, 1896, S. 157. なお同書同頁注(1)によれば、この見解はシュ

ルン・Zürn 著『プロシヤ下人法提要』Handbuch des preussischen Gesinderechts (一八九五年刊)の説である。また『施行法』第
二条は冒頭に「本日(一八七一年一月一日)をもって連邦および各邦刑法は、北ドイツ連邦(ドイツ帝国と読みかえ)刑法典と背馳
する条項に関しては、効力を失う ausser Kraft ことなる」と規定(L. Ebermayer etc., Reichs Strafgesetzbuch, 1920, S. 1047)

(34) Kahler, *ibidem*. 同注(5)によれば、この見解も前注のツェルン説に拠る。
(35) H. Wenzel, Das deutsche Strafrecht, 1969, S. 84. およびフォン・リスト原著、吾孫子勝・乾政彦訳『独逸刑法論』(明治四一
年)上巻附録「独逸刑法条文」(訳)一五頁。

(36) 同訳書、上、一〇四頁。

(37) 同頁。

(38) 若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』(一九八六年)は、藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』(一九八四年)とともに、一九
世紀のドイツ社会を、農民・市民が広く下人(奉公人)を使用したという意味で「家父長制」的としており、従来のドイツ史像を大
きく変える労作である。プロシヤ『下人法』についても、その大部分が『一般ラント法』の踏襲だったという若尾氏の指摘(同書一
一二頁以下)は貴重である。ただし私の「下人」奴隷説への批判(とくに同八一頁以下)に対しては、拙著および本稿に特記し
たシュタイル『荘民法』および山本健氏析出のパスサウ市法の二史料を精読されたうえで、なお拙著「補説四」奴隷の定義と人権感
覚」を参照しつつ、再考されるよう切望し、それを当面のお答えとしたい。